

(1) 都市機能と居住を誘導する施策

① 都市機能を誘導、都市機能誘導区域の活性化・利便性向上のための施策

■ 瑞浪駅周辺再開発事業

瑞浪駅周辺地区では、瑞浪市の中心部として、瑞浪市の玄関口として、にぎわいのある利便性の高いエリアとするため、瑞浪駅周辺の再整備を行っています。市街地再開発事業や、複合公共施設の整備等により、必要な生活サービスを充実させ利便性向上を図ります。

【具体的な事業例】

駅北地区複合公共施設（図書館、地域交流センター機能を含む）整備、
駅北駐車場拡張整備、駅北ロータリー線改良、瑞浪駅北口改札新設、
瑞浪駅南地区市街地再開発事業（賑わい・交流創出施設整備を含む）、
駅前広場拡張整備、瑞浪停車場線改良



資料：瑞浪市資料

図 5-1 事業位置図

■ 国等が直接行う施策の情報提供

都市機能の誘導を図るため「誘導施設に対する税制上の特例措置」「民間都市開発推進機構による金融上の支援措置」等の瑞浪市以外が実施する支援制度の情報を、民間事業者提供していきます。

■ 瑞浪市空き店舗等賃貸借推進奨励金

瑞浪市の中心市街地における空き店舗等の活用を促進し活性化を図るため、中心市街地に空き店舗等を所有し、空き店舗等を活用して事業を行う事業者に空き店舗等を賃貸する方に対して、奨励金を交付します。

上記以外の施策についても、適宜、国等の支援措置を活用しつつ、誘導施策を追加検討します。

② 居住を誘導するための施策

■ 空き家・空き地バンク事業

瑞浪市における空き家及び空き地を有効活用し、定住人口増加を図り、地域の活性化及び地域コミュニティの維持、魅力あふれるまちづくりを目的に、空き家・空き地バンク事業を行っています。

「瑞浪市空き家・空き地バンク」は、市内に空き家や空き地を所有している方から、不動産の物件登録を行い、その情報を市ホームページなどで公開し、空き家及び空き地利用を希望する方へ紹介します。空き家や空き地の効率的な利活用を行い、居住の誘導を図ります。

■ 東京圏からの移住支援金交付事業

通算5年以上東京23区に在住または東京圏から23区内に通勤していた方で岐阜県の就職マッチングサイトの求人先に就業や起業などされた方に支援金として100万円（単身者60万円）、18歳未満の世帯員を帯同し移住する場合、世帯につき30万円を加算し交付します。テレワークの場合は、50万円（単身者30万円）、18歳未満の世帯員を帯同し移住する場合、世帯につき30万円を加算し交付します。

■ 子育て世帯等移住促進奨励金交付事業

令和8年4月1日以降に岐阜県外から転入し、令和8年4月1日から令和11年3月31日までに住宅（新築・中古）を取得した方で、18歳未満の子どもがいる子育て世帯または配偶者がおり、いずれか一方が40歳未満の世帯の方を対象に、30万円を交付します。

■ 結婚新生活支援金交付事業

少子化対策の強化及び市内への定住促進を図るため、ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した、夫婦の所得合計金額が500万円未満の新婚世帯を対象に、住宅取得や賃貸費用の支援を行います。補助上限額は、夫婦共に29歳以下の場合は60万円、左記以外の場合は30万円。

■ 居住誘導区域内の社会基盤整備

道路や公園等、居住誘導区域内の社会基盤については、「都市再生整備計画事業」等の国補助事業を活用しつつ、整備・維持管理を進め、安心・安全で快適な社会基盤を整備していきます。

【具体的な事業例】

駅周辺再開発事業、土岐橋架替関連道路改良（歩道整備）

上記以外の施策についても、適宜、国等の支援措置を活用しつつ、誘導施策を追加検討します。

(2) 交通ネットワークを維持・強化するための施策

① 公共交通の利便性向上に向けた取組

■ コミュニティバスの再編

市民の買物、通院などの利用がしやすくなるよう、地域やバス事業者と協議・調整を図り、コミュニティバスの運行ルート、サービス水準（運行ダイヤ、運行日、運賃）を見直します。

■ デマンド交通の再編

市民の買物、通院などの利用がしやすくなるよう、地域や交通事業者と協議・調整を図り、デマンド交通の運行ルート、サービス水準（運行ダイヤ、運行日、運賃）を見直します。

コミュニティバスの利用減少が進む路線については、利便性向上及び効率運行の観点からデマンド交通への見直しを進めます。

■ 自家用有償旅客運送等の推進

路線バス、コミュニティバス、デマンド交通を利用しづらい地域において、自家用有償旅客運送等の導入を推進します。

地域が主体となって運行方法、ルート、ダイヤ、運賃などについて検討し、市と協議のうえ、実現を目指します。運行方法は、交通空白地有償運送、ライドシェアなど、多様な方法から選択します。

デマンド交通の利用減少が進む路線については、利便性向上と効率運行の観点から自家用有償旅客運送等への見直しを進めます。

運行補助を検討するとともに、瑞浪市地域公共交通協議会での協議を支援します。

地域は、持続可能な取組となるよう数値目標を設定し、利用促進の取組を実施します。

■ 交通DXの取組

運転手不足への対応及び一定水準以上の運行サービスを確保する取組として、自動運転バスの導入にむけて、技術動向や導入可能性を調査研究します。

地域住民や観光客の移動における利便性向上など、地域が抱えるさまざまな課題への解消に向けた一助として、MaaSの導入を検討します。

■ 交通ネットワーク強化のための道路改良事業

中心部や各拠点を結ぶ交通ネットワークの強化のため、拠点間を結ぶ道路の改良と、適切な維持管理を行います。

【具体的な事業例】

上平 5 号線道路改良、南垣外・北野線道路改良、戸狩・月吉線道路改良

上記以外の施策についても、適宜、国等の支援措置を活用しつつ、誘導施策を追加検討します。

第1章
立地適正化計画
について

第2章
都市が抱える課題の分析
及び解決すべき課題の抽出

第3章
まちづくりの方針

第4章
居住誘導区域、都市機能
誘導区域及び誘導施設

第5章
誘導施策・届出制度

第6章
防災指針

第7章
目標値

第8章
施策の達成状況に
関する評価方法

(3) 届出制度

① 届出制度の主旨

適切な誘導を図るために、都市再生特別措置法第 88 条・第 108 条によって届出制度が定められています。

届出により瑞浪市が、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握することが目的です。また、誘導施設の休廃止時には、届出により瑞浪市が、既存建物・設備の有効活用や、後継者の誘致など機能維持に向けて手を打てる機会を確保することが可能となります。

瑞浪市は、届出をした事業者に対し、本計画に基づくまちづくりの方針について説明し、居住誘導区域内における施策や、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地のための施策について情報提供等を行います。また、届出があった開発行為等が行われた際、本計画に基づくまちづくりに何らかの支障が生じると判断した場合には、規模の縮小や別区域での開発、または開発の中止を要請するなど事業内容について調整を行います。その上で、調整が不調に終わった場合には事業者に対し勧告等を行います。

② 居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として事業着手の 30 日前までに、瑞浪市長への届出が必要となります。(宅地建物取引業法における重要事項説明となっています。)



図 5-2 居住誘導区域外での届出対象事業の例

③ 都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外で、本計画で定めている誘導施設を対象に、以下の行為を行おうとする場合には、原則として事業着手の30日前までに、瑞浪市長への届出が必要となります。(宅地建物取引業法における重要事項説明となっています。)

開発許可 ①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	建築等行為 ①誘導施設を有する建築物を 新築 しようとする場合 ②建築物を 改築 し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の 用途を変更 し誘導施設を有する建築物とする場合
--	---

図 5-3 都市機能誘導区域外での届出対象事業の例

④ 誘導施設の休廃止に係る届出制度

都市機能誘導区域内にある既存の誘導施設について、休止又は廃止しようとする場合には、原則として休止又は廃止の30日前までに瑞浪市長への届出が必要となります。

新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められる場合には、休止又は廃止しようとする施設への入居候補者の紹介といった助言や、新たな誘導施設の入居先として活用するため、建築物の取り壊しの中止を要請することなどを行います。



図 5-4 誘導施設の休廃止に係る届出制度の例

第 6 章

防災指針

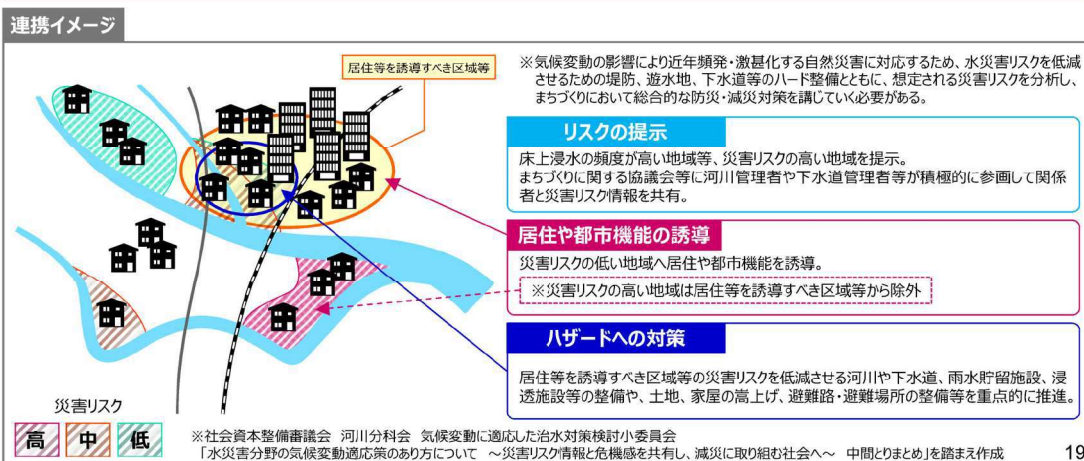
(1) 災害リスク分析と課題の抽出

① 防災指針とは

防災指針は、近年の自然災害が激甚化・頻発化するなか、2020年（令和2年）6月の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に定める事項として追加されたものです。

本計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のために防災指針を定めます。また、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策（具体的な取組方針）を位置づけます。

- コンパクトシティの形成に取り組むにあたっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、**災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進**することが重要。
- 立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、**都市の防災に関する機能の確保のため「防災指針」を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけること**としている。**居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが必要。**
- 防災指針については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、都市再生特別措置法第81条第22項に定める手続きを経た場合、当該計画を防災指針と位置づけることが可能。



資料：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き【資料編】」

図 6-1 立地適正化と防災施策との連携

② 災害リスクの状況

■ 瑞浪市における過去の主な災害

近年、全国的に気候変動の影響などによる集中豪雨等が頻発し、甚大な人的・物的被害が発生しています。瑞浪市においては、これまでも台風・豪雨にともなって、市内に流れる土岐川、日吉川等で水害が発生してきました。

特に市の中心部を流れる土岐川は、岐阜県知事より「水位周知河川」の指定を受けており、破堤・越水氾濫により相当な損害が生じる恐れがあり、警戒が必要となっています。

表 6-1 瑞浪市における過去の主要な災害一覧

年月日	種別	被害概要
昭和 34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風 (台風 15 号)	死者 2 名、重傷者 31 名、家屋倒壊 85 棟、半壊 218 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 101 棟
昭和 47 年 7 月 9～13 日	47.7 豪雨	市内全域（主に陶町、稲津町）：死者 6 人、重傷者 3 人、家屋全壊 13 棟、流失 6 棟、一部破損 344 棟、床上浸水 142 棟、床下浸水 155 棟
昭和 58 年 9 月 28 日	台風 10 号	市内全域：家屋一部破損 1 棟、床上浸水 10 棟、床下浸水 81 棟
平成元年 9 月 18～20 日	台風 22 号	市内全域：家屋全壊 1 棟、半壊 1 棟、床上浸水 21 棟、床下浸水 33 棟
平成 11 年 6 月 30 日	集中豪雨	市内全域：家屋半壊 1 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 12 棟
平成 22 年 7 月 15 日	豪雨	日吉地区：家屋一部損壊 2 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 3 棟
平成 23 年 9 月 20～21 日	台風 15 号	市内全域（主に日吉町）：家屋床上浸水 1 棟、床下浸水 7 棟、河川災害 49 箇所、農地被害 27 箇所
平成 28 年 9 月 20 日	台風 16 号	市内全域：家屋床上浸水 1 棟、床下浸水 8 棟、土砂流入 1 棟、道路被害 34 箇所、河川被害 17 箇所、橋梁被害 1 箇所、農地等被害 20 箇所
平成 29 年 7 月 4 日	台風 3 号	市内全域（主に陶町）：住家床上浸水 4 棟、住家床下浸水 25 棟、非住家被害 3 棟、敷地内土砂流入 2 箇所、道路被害 17 箇所、河川被害 5 箇所、農地等被害 11 箇所、山林被害 2 箇所
平成 29 年 8 月 8～19 日	豪雨	市内全域：住家床下浸水 4 棟、道路被害 2 箇所、河川被害 2 箇所、農地等被害 7 箇所、山地（ため池）被害 1 箇所、学校施設等被害 1 箇所 釜戸町土砂災害：住家床上浸水 1 棟、住家床下浸水 2 棟、道路被害 4 箇所、河川被害 1 箇所、農地等被害 1 箇所
令和 2 年 7 月 6～14 日	7 月豪雨	市内全域（主に日吉町、釜戸町、大湫町）：住家床上浸水 1 棟、住家一部損壊 1 棟、倒木（県天然記念物）1 箇所、道路被害 2 箇所、農地等被害 1 3 箇所、学校施設等被害 1 箇所
令和 3 年 8 月 13～15 日	豪雨	市内全域：住家床下浸水 6 棟、住家床上浸水 3 棟、道路被害 1 4 箇所、土砂災害 3 件、河川法面崩壊 1 2 件

※水位周知河川：洪水予報河川（流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じる恐れがある河川）以外のうち、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じる恐れがある河川で、特別警戒水位（氾濫危険水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川。

■ 災害リスクの状況

瑞浪市が抱える災害リスクは以下のとおりです。

表 6-2 瑞浪市が抱える災害リスクの状況

河川による洪水	洪水により重大な被害を生じるおそれがある河川については、水防法に基づき、洪水予報河川、水位周知河川に指定されています。瑞浪市では、市の中心部を流れる土岐川が水位周知河川に指定されており、破堤・越水は氾濫の危険性があり、警戒が必要となっています。
農業用ため池による洪水	農業用ため池の中には老朽化しているものもあるため、大雨や地震等により、堤体が決壊する恐れがあります。
土砂災害	瑞浪市は、土砂災害警戒区域等の指定箇所があり、台風や集中豪雨、地震等を原因とする土砂災害に警戒する必要があります。警戒すべき土砂災害としては、主に土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりがあげられます。警戒すべき区間・箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等や、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。
地震	瑞浪市では、海溝型地震、内陸直下型地震の2種類の地震が想定されています。 【海溝型地震】 海域（海溝等）を震源域とする地震は、海溝型地震と呼ばれ、岐阜県近くでは、四国から東海にかけての海域で、ほぼ100年から150年に一度、繰り返し大規模な地震が発生してきました。しかし、東南海地震・南海地震の震源域で地震が発生してから約80年が経過する一方、東海地震の震源域については、前回発生（1854年安政東海地震）以来、既に約170年が経過しているため、その海域を震源とする地震が近いうちに発生する可能性が高いといわれています。 また、上記震源域を含む、駿河湾から日向灘沖に至る「南海トラフ」沿いの広い震源域が連動して発生する「南海トラフ巨大地震」も懸念されています。 【内陸直下型地震】 内陸直下型地震は、内陸部にある活断層のずれによって発生する地震を指します。内陸部の活断層による地震は、地震自体の規模が小さくても、震源が浅いため、都市直下で起きると大きな被害をもたらすことがあります。岐阜県は全国的にみて活断層の分布密度がかなり高い地域といわれていますが、瑞浪市にも、地震の原因となり得る屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯が通過しています。

立地適正化計画
について

第1章

都市が抱える課題の分析
及び解決すべき課題の抽出

第2章

まちづくりの方針

第3章

居住誘導区域、都市機能
誘導区域及び誘導施設

第4章

誘導施策・届出制度

第5章

防災指針

第6章

目標値

第7章

施策の達成状況に
関する評価方法

第8章

③ 災害リスク分析

防災指針の策定にあたって、洪水・土砂災害・地震の3つの災害を対象に災害ハザード情報を整理し、都市の情報と重ね合わせることでリスクの分析を行います。分析を行う際の視点は「①垂直避難で対応できるか」「②避難施設が活用できるか」「③要配慮者利用施設が継続利用できるか」「④家屋被害（家屋倒壊、家屋沈下・傾斜）がないか」「⑤緊急輸送道路の寸断がないか」の5つです。

災害ハザード情報			都市の情報	分析の視点
洪水	浸水 (河川)	浸水深	×	建物分布 ▶ ① 垂直避難で対応できるか
				人口分布 ▶ ② 避難施設が活用できるか
				避難施設分布 ▶ ③ 要配慮者利用施設が継続利用できるか
				要配慮者利用施設分布 ▶ ⑤ 緊急輸送道路の寸断がないか
				緊急輸送道路網 ▶
	浸水 (農業用ため池)	浸水深	×	人口分布 ▶ ② 避難施設が活用できるか
				要配慮者利用施設分布 ▶ ③ 要配慮者利用施設が継続利用できるか
				緊急輸送道路網 ▶ ⑤ 緊急輸送道路の寸断がないか
土砂災害	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	×	建物分布	④ 家屋被害がないか
	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 地すべり防止区域	×	緊急輸送道路網	⑤ 緊急輸送道路の寸断がないか
地震	液状化危険度	×	建物分布	④ 家屋被害がないか

図 6-2 災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ

洪水浸水想定区域

想定最大規模降雨（1,000年に1回程度の発生頻度）による洪水浸水想定区域は、土岐川をはじめ、市内の主な河川の流域に広がっています。

用途地域内においても、土岐川の流域で2階床上以上（3m～5m未満や5m以上）の浸水が想定される地域が見られます。

浸水想定区域内の人口は、市全体の人口の48.7%にあたる18,094人であり、このうち12,730人は浸水深3m以上の区域に含まれ、垂直避難が困難になることが想定されます。用途地域内でみると、浸水想定区域内の人口は用途地域内の人口の59.3%にあたる約12,344人であり、このうち垂直避難が困難な人は8,508人となっています。

また、建物でみると、垂直避難ができない建物は市全体で4,932棟、用途地域内では2,734棟となっています（下表の赤枠の箇所の合計）。

さらに、避難に対して配慮が求められる65歳以上の高齢者に着目すると、市全体の浸水区域内の人口における65歳以上の高齢者の割合は46.3%（5,396人）であるのに対し、用途地域内の浸水想定区域内の人口における65歳以上の高齢者の割合は59.3%（3,032人）と高くなっています。

表 6-3 浸水深別の被災人口及び被災建物の状況

浸水深	瑞浪市全体						用途地域内					
	浸水想定区域内の人口		浸水想定区域内の階数別建物数				浸水想定区域内の人口		浸水想定区域内の階数別建物数			
	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1階 (棟)	2階 (棟)	3階以上 (棟)	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1階 (棟)	2階 (棟)	3階以上 (棟)
5m以上	8,917 24.0%	2,820 24.2%	1,968 7.1%	833 5.4%	997 8.3%	138 25.3%	5,906 28.4%	1,505 29.4%	1,229 13.2%	389 11.6%	712 12.8%	128 33.8%
3～5m未満	3,813 10.3%	1,124 9.6%	2,254 8.1%	994 6.5%	1,155 9.7%	105 19.3%	2,602 12.5%	651 12.7%	1,363 14.6%	479 14.2%	785 14.1%	99 26.1%
1～3m未満	2,561 6.9%	730 6.3%	1,735 6.2%	815 5.3%	877 7.3%	43 7.9%	1,553 7.5%	357 7.0%	707 7.6%	241 7.2%	435 7.8%	31 8.2%
0.5～1m未満	555 1.5%	153 1.3%	497 1.8%	240 1.6%	239 2.0%	18 3.3%	361 1.7%	82 1.6%	186 2.0%	70 2.1%	105 1.9%	11 2.9%
0.5m未満	2,249 6.1%	569 4.9%	1,363 4.9%	612 4.0%	729 6.1%	22 4.0%	1,923 9.2%	438 8.6%	745 8.0%	275 8.2%	455 8.1%	15 4.0%
浸水想定区域内 合計	18,094 48.7%	5,396 46.3%	7,817 28.1%	3,494 22.8%	3,997 33.5%	326 59.8%	12,344 59.3%	3,032 59.3%	4,230 45.3%	1,454 43.2%	2,492 44.6%	284 74.9%
瑞浪市全体	37,150 100.0%	11,661 100.0%	27,799 100.0%	15,310 100.0%	11,944 100.0%	545 100.0%	20,823 100.0%	5,113 100.0%	9,328 100.0%	3,366 100.0%	5,583 100.0%	379 100.0%

：垂直避難が
できない人口・建物

垂直避難困難：4,932 棟

垂直避難困難：2,734 棟

※浸水区域内の人口は100mメッシュと浸水区域が重なるメッシュの合計値。各浸水区分別の人口は100mメッシュに含まれる浸水想定深のランクが高い浸水区分を採用して人口を集計。

※表中の網掛けの箇所は垂直避難での対応が困難な人口または建物数を表している。

※表中の割合は瑞浪市全体の人口または建物数に対する浸水深別の浸水想定区域に含まれる割合を表している。

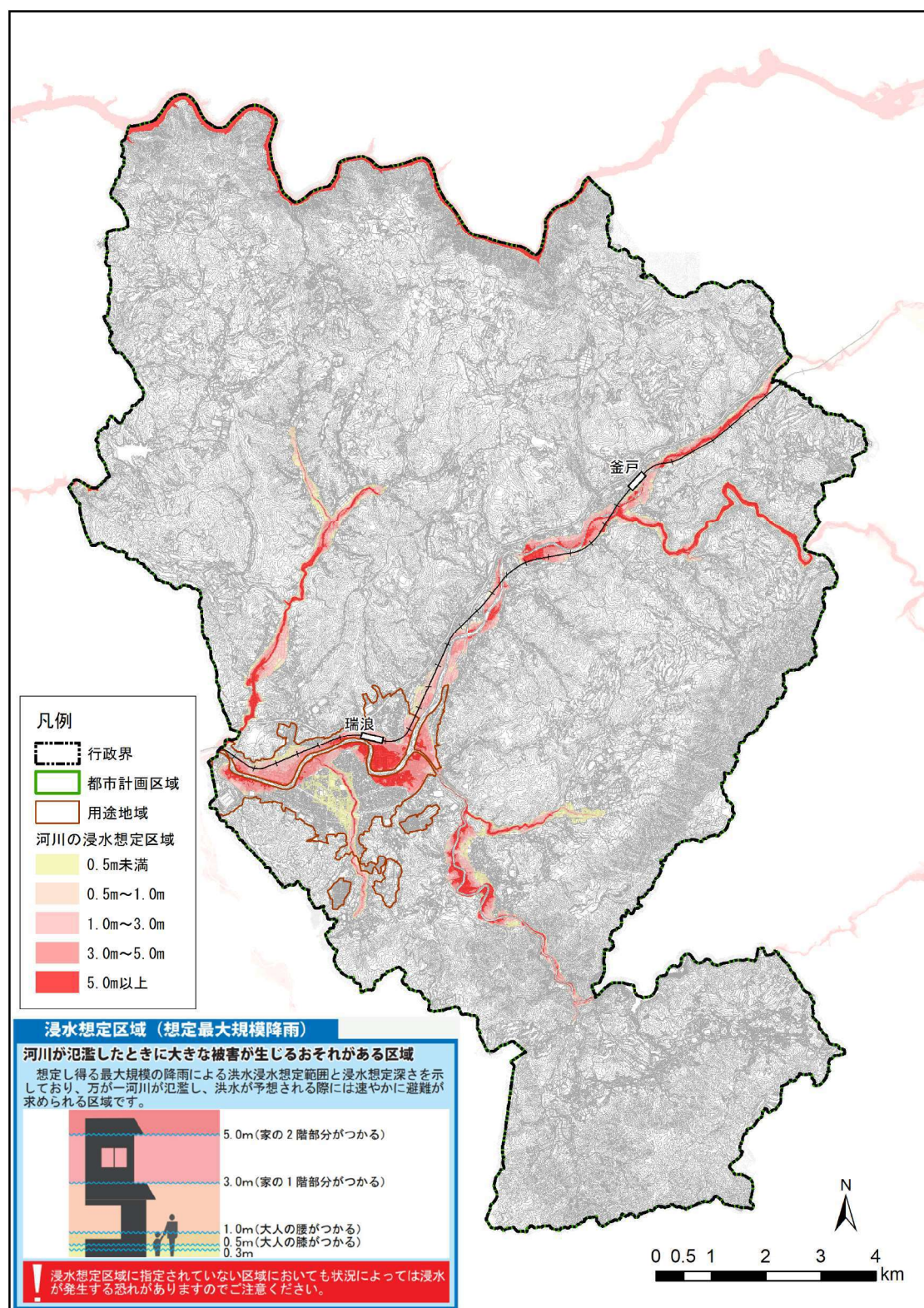


図 6-3 浸水想定区域の状況（想定最大規模）

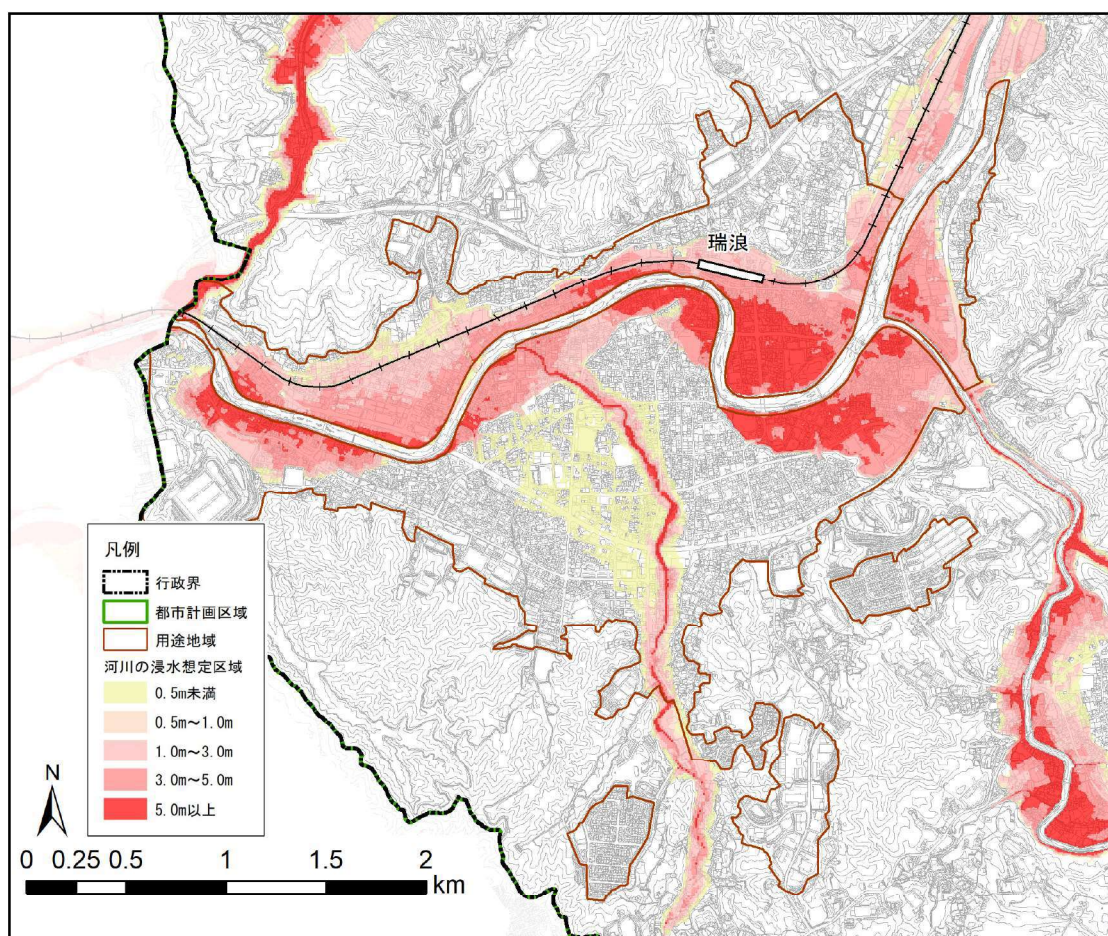


図 6-4 浸水想定区域の状況（想定最大規模）用途地域拡大

第1章
立地適正化計画
について

第2章
都市が抱える課題の分析
及び解決すべき課題の抽出

第3章
まちづくりの方針

第4章
居住誘導区域、都市機能
誘導区域及び誘導施設

第5章
誘導施策・届出制度

第6章
防災指針

第7章
目標値

第8章
施策の達成状況に
関する評価方法

農業用ため池による浸水想定区域

農業用ため池の中には老朽化しているものもあるため、大雨や地震等により、堤体が決壊する恐れがあります。ため池が決壊した場合には、その周辺などにおいて浸水が想定されています。

ため池の浸水想定区域内においては、浸水深が低い場合であっても、流水力により歩行が困難になる恐れや、家屋等の倒壊の危険性などが懸念されます。

浸水想定区域内の人口は、市全体の 32.2% にあたる 11,957 人、用途地域内では用途地域内の人口の 40.7% にあたる 8,466 人となっています。

また、建物でみると、浸水想定区域内の建物は市全体で 2,797 棟、用途地域内では 1,870 棟となっています。

さらに、避難に対して配慮が求められる 65 歳以上の高齢者のそれぞれの割合は、市全体の浸水継続時間時間想定区域内では 28.4% (3,308 人)、用途地域内の浸水継続時間想定区域内では 36.6% (1,870 人) となっています（下表の赤枠の箇所）。

表 6-4 農業用ため池による浸水の被災人口及び被災建物の状況

浸水想定区域	瑞浪市全体						用途地域内					
	浸水継続時間想定区域内の人口		浸水継続時間想定区域内の階数別建物数				浸水継続時間想定区域内の人口		浸水継続時間想定区域内の階数別建物数			
	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1 階 (棟)	2 階 (棟)	3 階以上 (棟)	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1 階 (棟)	2 階 (棟)	3 階以上 (棟)
区域内	11,957 32.2%	3,308 28.4%	2,797 10.1%	1,223 8.0%	1,499 12.6%	75 13.8%	8,466 40.7%	1,870 36.6%	1,802 19.3%	630 18.7%	1,106 19.8%	66 17.4%
瑞浪市全体	37,150 100.0%	11,661 100.0%	27,799 100.0%	15,310 100.0%	11,944 100.0%	545 100.0%	20,823 100.0%	5,113 100.0%	9,328 100.0%	3,366 100.0%	5,583 100.0%	379 100.0%

※浸水区域内の人口は100mメッシュと浸水区域が重なるメッシュの合計値。各浸水区分別の人口は100mメッシュに含まれる浸水想定深のランクが高い浸水区分を採用して人口を集計。

※表中の割合は瑞浪市全体の人口または建物数に対する浸水深別の浸水想定区域に含まれる割合を表している。

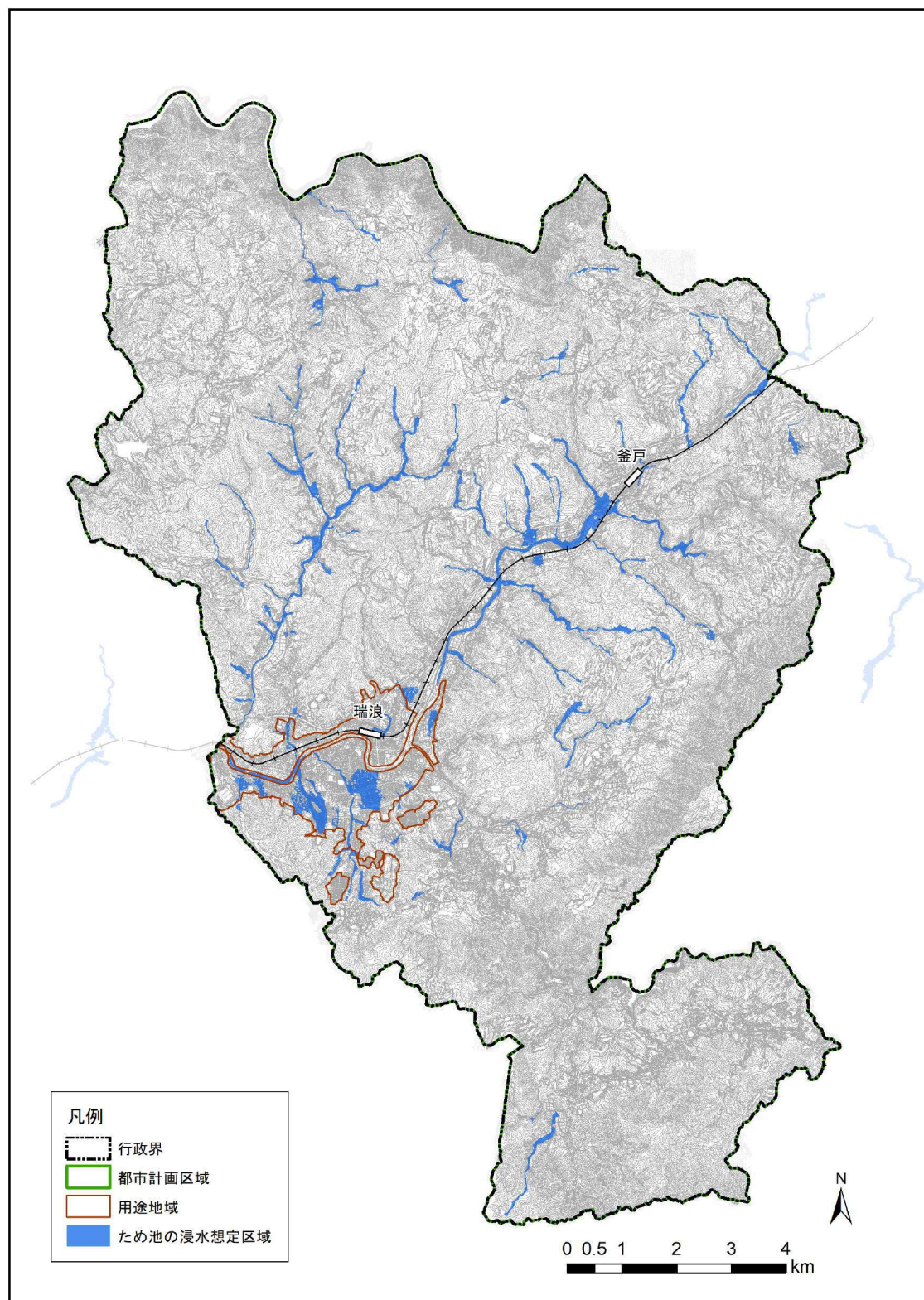


図 6-5 農業用ため池による浸水想定区域の状況

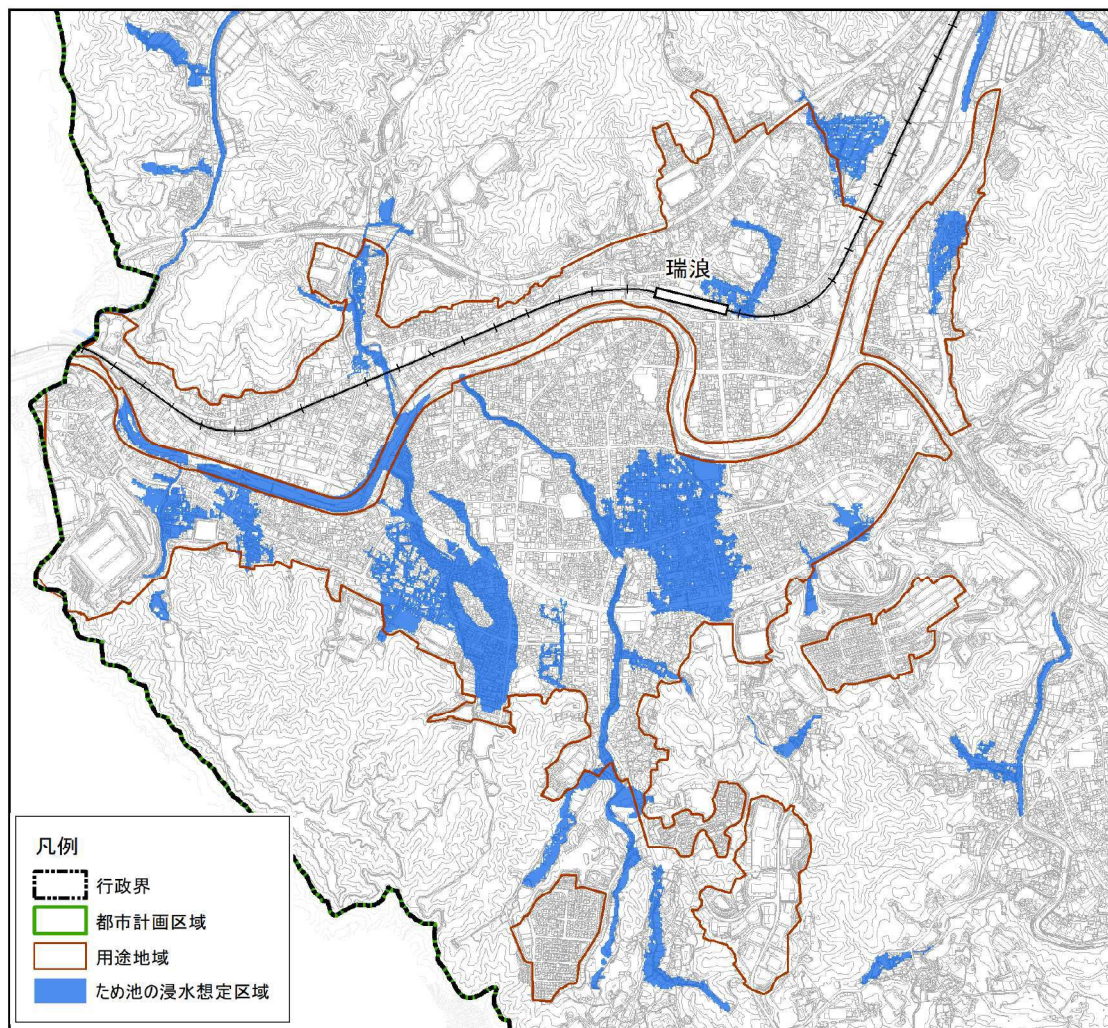


図 6-6 農業用ため池による浸水想定区域の状況 用途地域拡大

河川及びため池による浸水想定区域

市内には、指定緊急避難場所が 27 箇所、指定避難所が 38 箇所、民間避難所が 14 箇所指定されています。

そのうち、河川による浸水想定区域内に位置する避難所は、3m以上の浸水想定区域には指定緊急避難場所が 5 箇所、指定避難所が 5 箇所含まれています。

ため池による浸水想定区域には、指定緊急避難場所 3 箇所、指定避難所 1 箇所が含まれています。

表 6-5 浸水深と避難施設の状況

浸水深	河川による浸水想定			ため池による浸水想定		
	指定緊急避難場所 (箇所)	指定避難所 (箇所)	民間避難所 (箇所)	指定緊急避難場所 (箇所)	指定避難所 (箇所)	民間避難所 (箇所)
3 m以上	5	5	0	3	1	0
1～3 m未満	2	3	0			
0.5～1 m未満	0	2	0			
0.5m未満	2	3	0			
浸水なし	18	25	14	24	37	14
合計	27	38	14	27	38	14

◆指定緊急避難場所

- ・災害から緊急的に避難する場所
- ・学校のグラウンドや公園などの野外公共施設を指定

◆指定避難所

- ・被災された方が一定期間滞在・避難生活を送るための施設
- ・コミュニティーセンターや学校などの公共施設を指定

◆民間避難所

- ・一時的な避難場所として、ゴルフ場等の民間施設で、災害時応援協定を締結している施設を指定

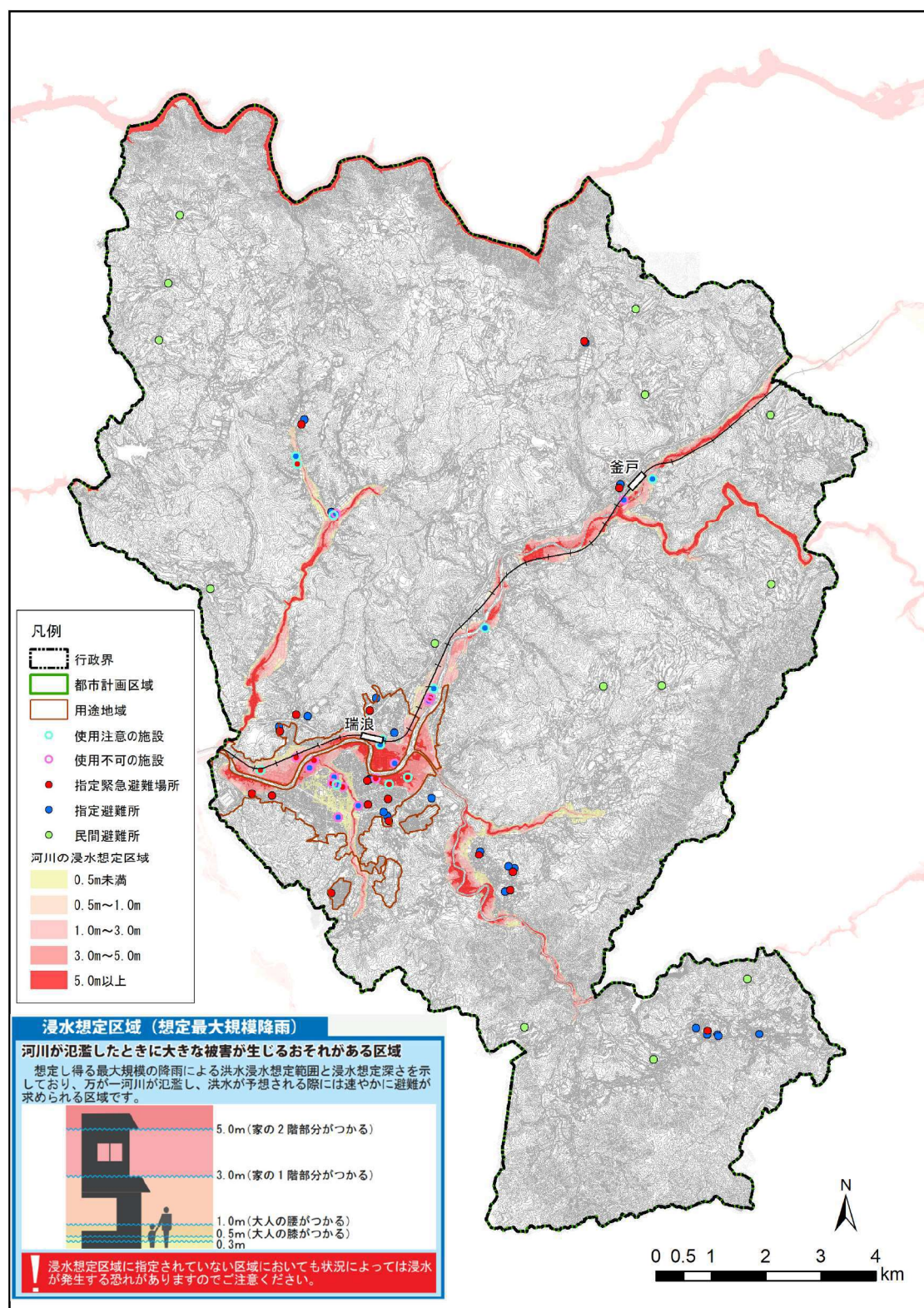


図 6-7 洪水浸水想定区域と避難施設の状況

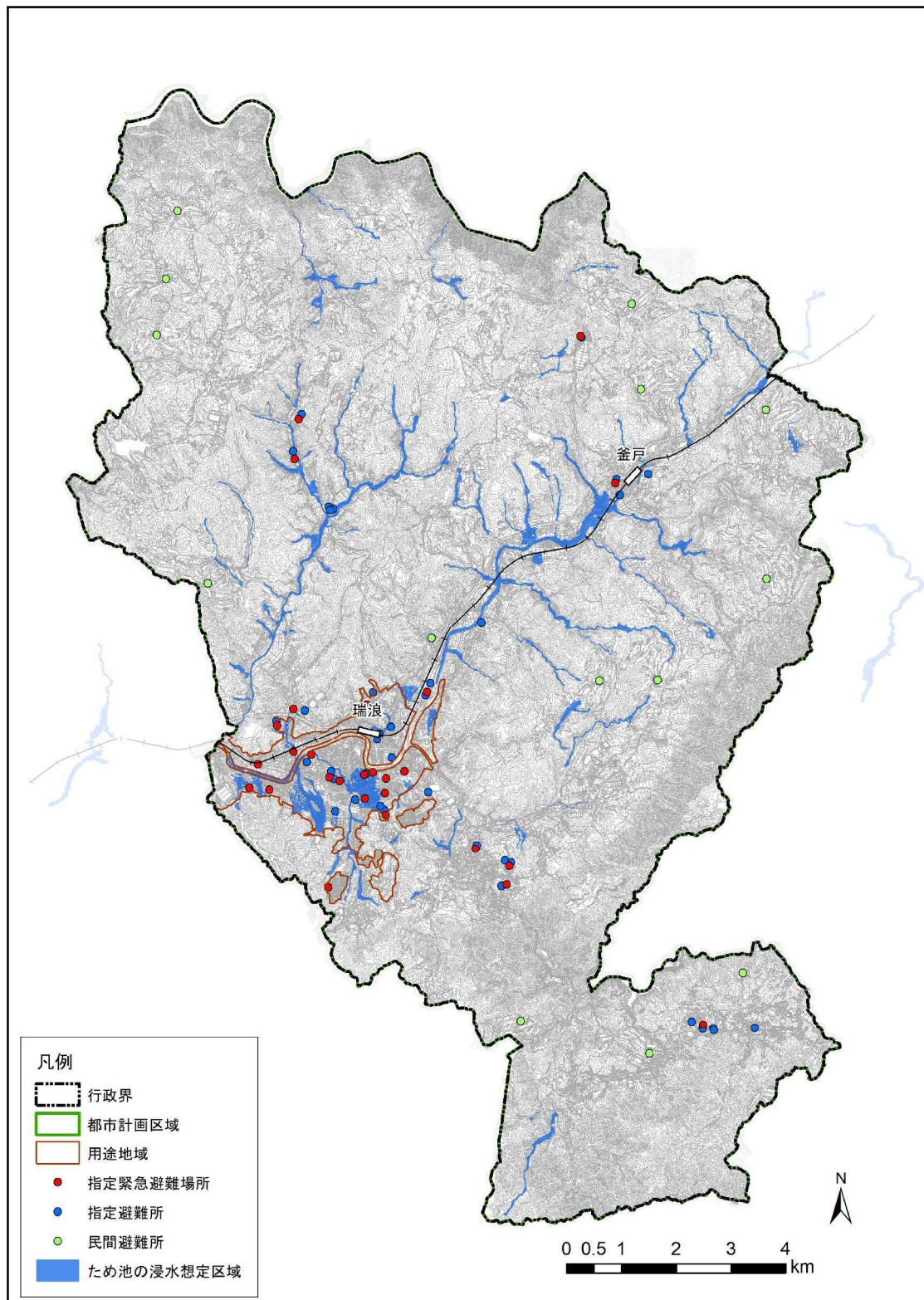


図 6-8 農業用ため池による浸水想定区域と避難施設の状況

浸水継続時間

浸水継続時間について見ると、大半は12時間未満ですが、市全体の人口の2.1%にあたる792人は12時間以上24時間未満、浸水が継続する想定となっています。用途地域内でみると、12時間以上24時間未満浸水継続する区域の人口は用途地域内の人口の3.4%にあたる706人となっています。長時間（24時間以上）にわたり浸水するおそれがある地域はありません。

また、建物でみると、12時間以上24時間未満浸水継続する区域の建物は市全体で144棟、用途地域内で131棟となっています。

さらに、避難に対して配慮が求められる65歳以上の高齢者は、12時間以上24時間未満浸水継続する区域内に市全体で228人、用途地域内では194人存在しています。

表 6-6 浸水継続時間別の被災人口及び被災建物の状況

浸水継続時間	瑞浪市全体						用途地域内					
	浸水継続時間想定区域内の人口		浸水継続時間想定区域内の階数別建物数				浸水継続時間想定区域内の人口		浸水継続時間想定区域内の階数別建物数			
	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1階 (棟)	2階 (棟)	3階以上 (棟)	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1階 (棟)	2階 (棟)	3階以上 (棟)
12～24時間	792 2.1%	228 2.0%	144 0.5%	67 0.4%	74 0.6%	3 0.6%	706 3.4%	194 3.8%	131 1.4%	60 1.8%	68 1.2%	3 0.8%
～12時間	9,837 26.5%	2,739 23.5%	4,028 14.5%	1,531 10.0%	2,229 18.7%	268 49.2%	8,278 39.8%	2,064 40.4%	3,188 34.2%	1,055 31.3%	1,878 33.6%	255 67.3%
浸水想定区域内 合計	10,629 28.6%	2,967 25.4%	4,172 15.0%	1,598 10.4%	2,303 19.3%	271 49.7%	8,984 43.1%	2,258 44.2%	3,319 35.6%	1,115 33.1%	1,946 34.9%	258 68.1%
瑞浪市全体	37,150 100.0%	11,661 100.0%	27,799 100.0%	15,310 100.0%	11,944 100.0%	545 100.0%	20,823 100.0%	5,113 100.0%	9,328 100.0%	3,366 100.0%	5,583 100.0%	379 100.0%

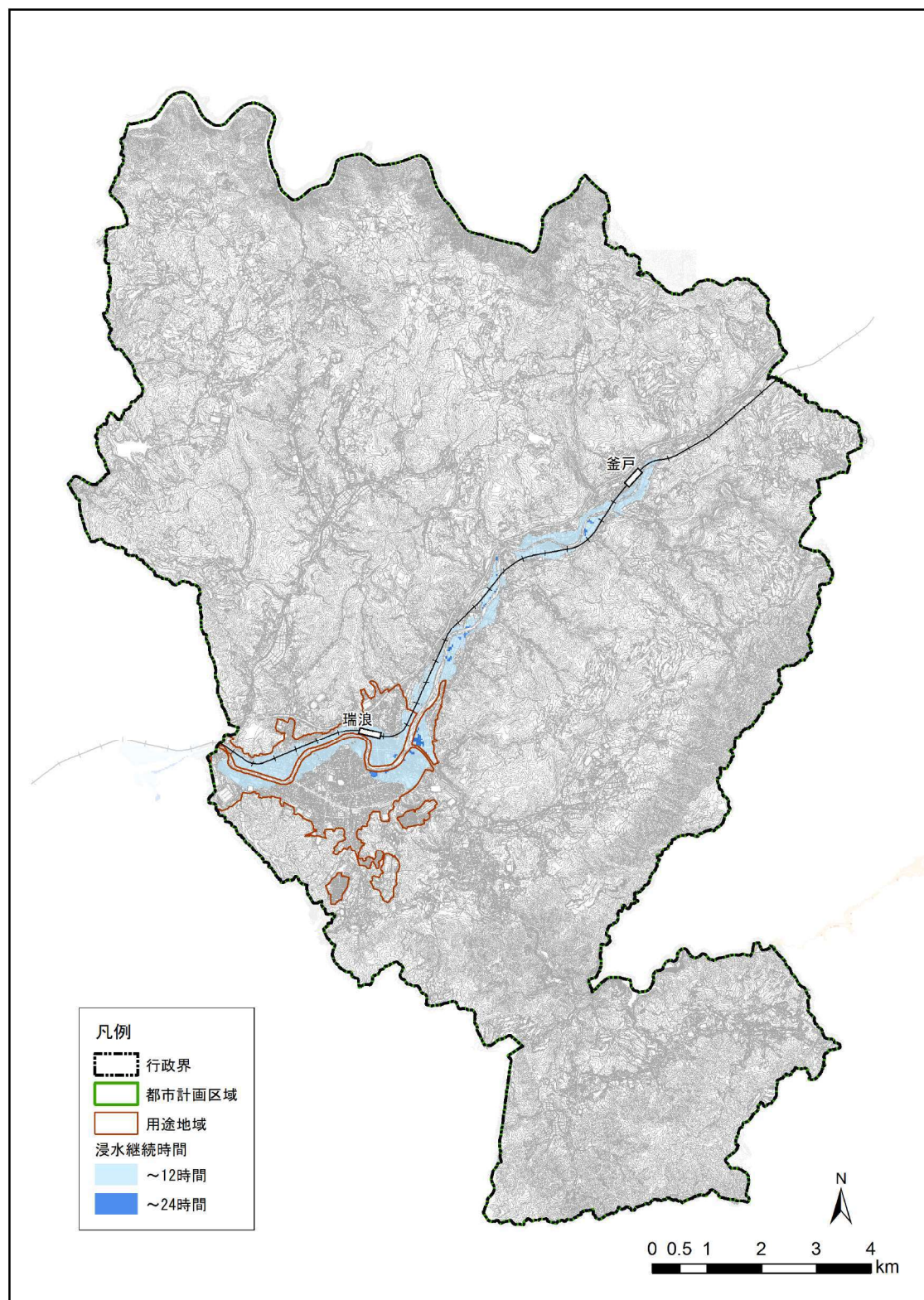


図 6-9 浸水継続時間の状況

分析の視点③

要配慮者利用施設が継続利用できるか

河川及びため池による浸水想定区域

市内には要配慮者利用施設として、医療機関等が 45 施設、高齢者施設等が 61 施設、障害者支援施設等が 20 施設、保育園・幼稚園等が 27 施設、学校・学童等が 20 施設分布しています。

各施設と河川による浸水想定区域との関係では、要配慮者利用施設 173 施設のうち 87 施設が浸水想定区域に含まれ、うち 12 施設は 1 階床上以上（浸水深 1～3m未満）、59 施設は 2 階床上以上（3 m以上）となっており、利用者の安全確保への配慮及び、災害発生時の利用が困難になることが想定されるため、災害時には各機関が相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施するための体制づくりが必要です。

また、ため池による浸水想定区域との関係では、要配慮者利用施設 173 施設のうち 23 施設が浸水想定区域に含まれています。

表 6-7 浸水深別の要配慮者利用施設の状況

浸水深	河川による浸水想定				
	医療機関等	高齢者施設等	障害者支援施設等	保育園・幼稚園等	学校・学童等
3 m以上	18	17	9	10	5
1～3 m未満	0	5	2	5	0
0.5～1 m未満	1	3	0	0	1
0.5m未満	3	5	0	1	2
浸水なし	23	31	9	11	12
合計	45	61	20	27	20
	ため池による浸水想定				
	医療機関等	高齢者施設等	障害者支援施設等	保育園・幼稚園等	学校・学童等
浸水あり	9	5	2	5	2
浸水なし	36	56	18	22	18
合計	45	61	20	27	20

※要配慮者利用施設は、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊婦等の要配慮者が利用する施設。

※医療機関等は、病院・歯科・保健センターを対象とする。

※高齢者施設等は、サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム・介護老人保健施設事業所・軽費老人ホーム（ケアハウス）・短期入所生活介護（ショートステイ）・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・老人憩いの家・高齢者向け優良賃貸・介護事務所を対象とする。

※障害者支援施設等は、訪問系サービス・日中活動サービス・短期入所・グループホーム・障害児施設を対象とする。

※保育園・幼稚園等は、子育て支援センター・こども園・私立園・児童館・認可外を対象とする。

※学校・学童等は、学校・学童を対象とする。

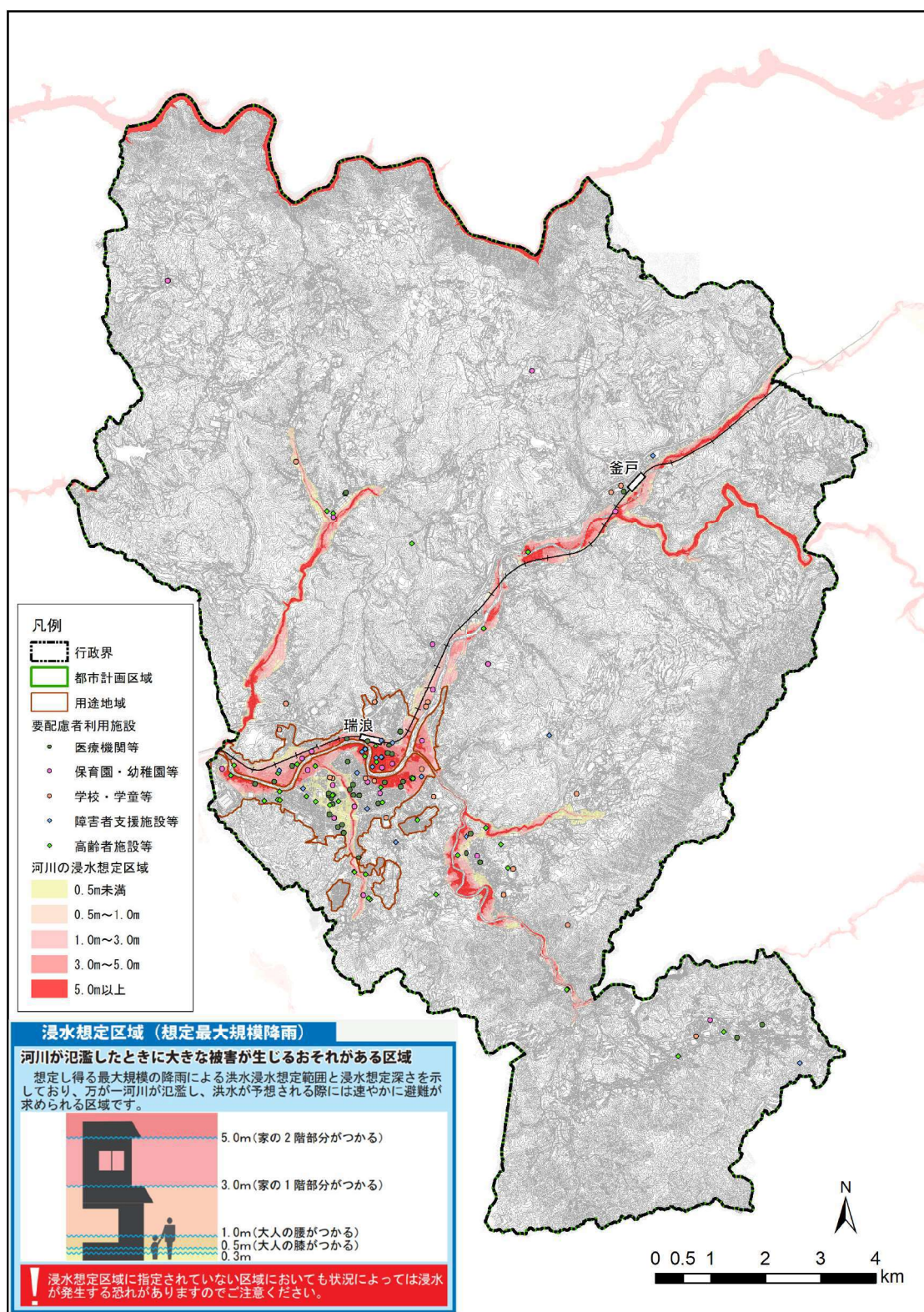


図 6-10 洪水浸水想定区域と要配慮者利用施設の状況

浸水継続時間

浸水継続時間について見ると、浸水想定区域内に分布する要配慮者利用施設 64 施設のうち 61 施設は 12 時間未満ですが、3 施設では 12 時間以上 24 時間未満、浸水が継続する想定となっています。

表 6-8 浸水継続時間別の要配慮者利用施設の状況

浸水深	浸水継続時間想定				
	医療機関等	高齢者施設等	障害者支援施設等	保育園・幼稚園等	学校・学童等
12～24時間	1	0	0	0	2
～12時間	16	20	10	12	3
浸水なし	28	41	10	15	15
合計	45	61	20	27	20

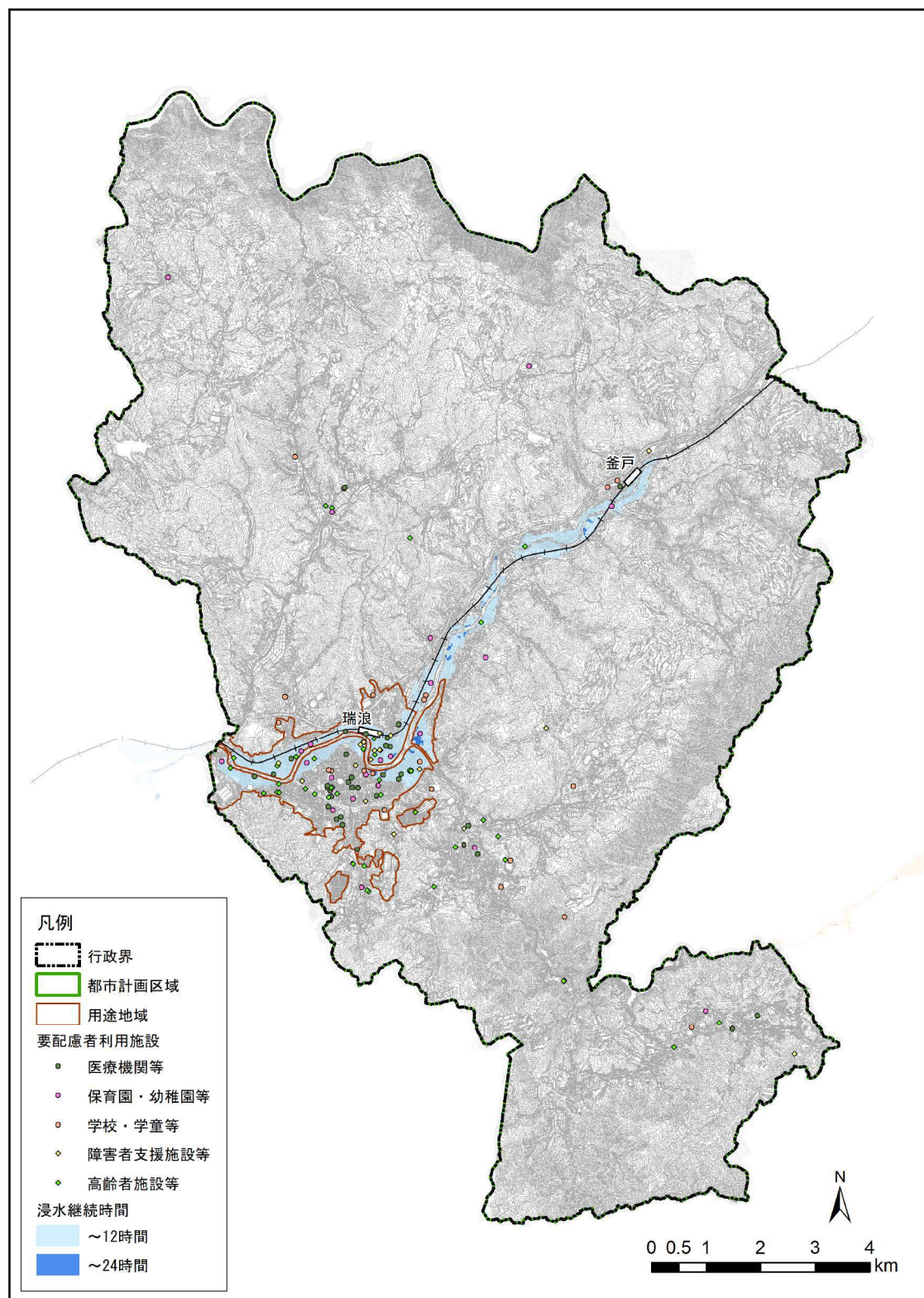


図 6-11 浸水継続時間と要配慮者利用施設の状況

家屋倒壊等氾濫想定区域による倒壊

想定最大規模の降雨（1,000年に1回程度の発生頻度）により、建物の倒壊・流失が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）が一部エリアに見られます。これらの区域は垂直避難による人命の保護が困難である可能性が高いことから、浸水深に関わらず居住誘導区域から除外することが必要です。

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、土岐川や小里川沿いに分布しており、用途地域内にある土岐川の小里川合流点下流に分布しています。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、土岐川の小里川合流点から上流や、小里川沿いに分布しており、用途地域内にも同様に川沿いに分布しています。

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれる建物は市全体で 1,709 棟となっています。家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）では 2,045 棟（うち 1,552 棟が住宅等）が含まれており、倒壊の危険性があります。さらに、より倒壊の危険性が高い木造の建物は 1,218 棟となっています。

用途地域内においても、倒壊の危険性がある建物は 1,140 棟あり、そのうち 845 棟が住宅等となっています。

表 6-9 家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれる建物の状況

	瑞浪市全体				用途地域内			
	総棟数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)	総棟数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)
家屋等倒壊氾濫 想定区域（河岸浸食）	1,709 6.1%	1,302 6.1%	1,038 6.1%	943 6.3%	702 7.5%	536 6.9%	416 6.9%	379 6.7%
家屋等倒壊氾濫 想定区域（氾濫流）	2,045 7.4%	1,552 7.3%	1,218 7.2%	1,099 7.3%	1,140 12.2%	845 10.9%	652 10.8%	586 10.4%
瑞浪市	27,799 100.0%	21,262 100.0%	16,915 100.0%	15,006 100.0%	9,328 100.0%	7,773 100.0%	6,034 100.0%	5,639 100.0%

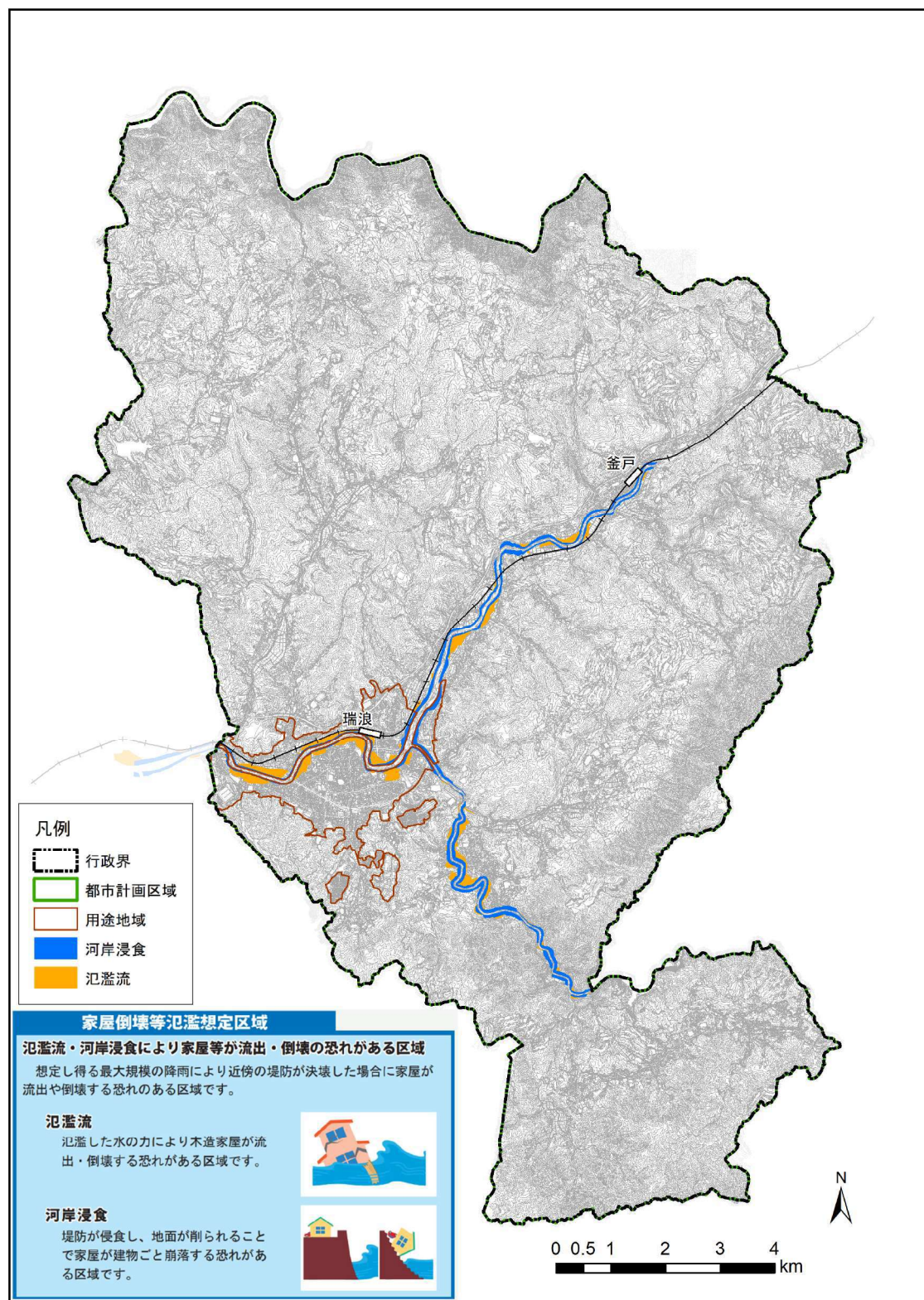


図 6-12 家屋倒壊等氾濫想定区域の状況

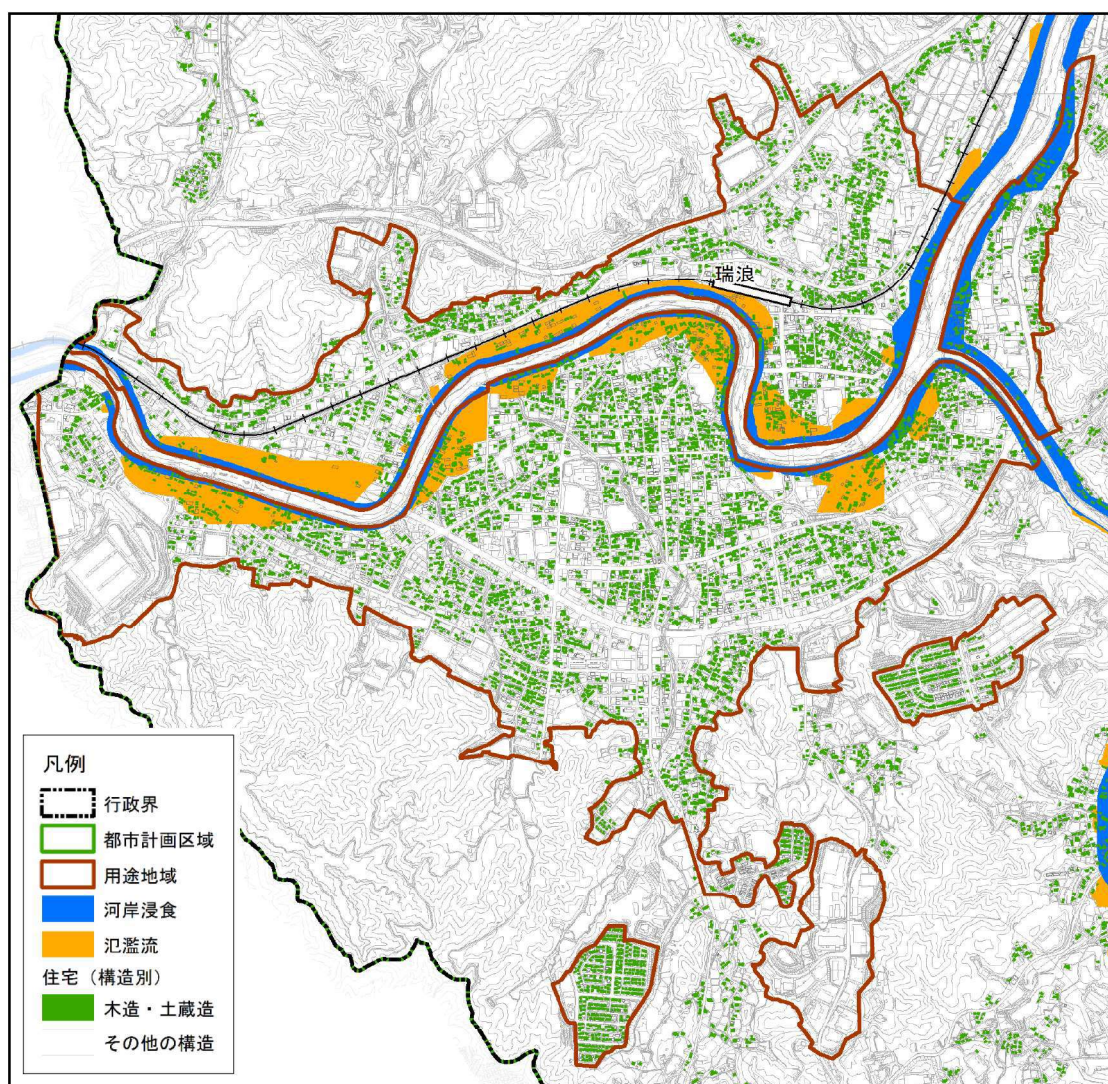


図 6-13 家屋倒壊等氾濫想定区域内の木造建物

土砂災害による家屋被害の恐れ

災害の恐れのある土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は、都市計画法のほか、個別法により開発行為に対する行為規制等が設けられており、居住誘導区域の設定においては、原則として区域に含まないこととされています。

これらの区域は市内各所に分布しており、土砂災害特別警戒区域等に含まれる建物の状況では、市全体で 1,885 棟、このうち住宅等は 1,472 棟含まれることから、災害発生時は家屋の倒壊等により物的・人的被害の発生が懸念されます。

また、用途地域内においても、146 棟が区域に含まれ、そのうち 128 棟が住宅等となっています。

これらの区域は、想定される人的・物的被害の状況等を考慮し、瑞浪市では居住誘導区域から除外しています。

表 6-10 土砂災害特別警戒区域等に含まれる建物の状況

	瑞浪市全体				用途地域内			
	総棟数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)	総棟数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)
土砂災害警戒区域	8,936 32.1%	6,871 32.3%	5,502 32.5%	4,900 32.7%	1,380 14.8%	1,139 14.7%	903 15.0%	854 15.1%
土砂災害特別警戒区域	1,885 6.8%	1,472 6.9%	1,227 7.3%	1,088 7.3%	146 1.6%	128 1.6%	105 1.7%	101 1.8%
急傾斜地崩壊危険区域	787 2.8%	655 3.1%	550 3.3%	502 3.3%	97 1.0%	83 1.1%	70 1.2%	68 1.2%
地すべり防止区域	406 1.5%	282 1.3%	227 1.3%	195 1.3%	指定なし			
瑞浪市	27,799 100.0%	21,262 100.0%	16,915 100.0%	15,006 100.0%	9,328 100.0%	7,773 100.0%	6,034 100.0%	5,639 100.0%

第1章
立地適正化計画
について

第2章
都市が抱える課題の分析
及び解決すべき課題の抽出

第3章
まちづくりの方針

第4章
居住誘導区域、都市機能
誘導区域及び誘導施設

第5章
誘導施策・届出制度

第6章
防災指針

第7章
目標値

第8章
施策の達成状況に
関する評価方法

【災害の恐れのある区域における位置づけ】

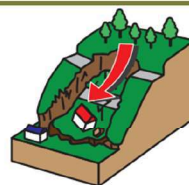
区域		居住誘導区域の指定	(参考) 行為規制等
レッド ゾーン 住宅等の建築 や開発行為等 の規制あり	地すべり防止区域 地すべり等防止法	定めない 都市再生特別措置法 施行令第 30 条第 1 項 第 2 号	・ 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第 18 条第 1 項) ※のり切り(長さ 3m)、切土(直高 2m)等
	急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	定めない 都市再生特別措置法 施行令第 30 条第 1 項 第 3 号	・ 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第 7 条第 1 項) ※のり切り(長さ 3m)、切土(直高 0.5m)、盛土(直高 2m)等
	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	定めない 都市再生特別措置法 施行令第 30 条第 1 項 第 4 号	・ 特別警戒区域内において、都市計画法第 4 条第 12 項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (法第 10 条第 1 項) ※制限用途：住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
イエロー ゾーン	土砂災害警戒区域 土砂災害警戒土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として含まないこととすべき 都市計画運用指針	・ なし

地すべり

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す自然現象

【前兆現象】

- ・ 沢や井戸の水が濁る
- ・ 地面にひび割れができる
- ・ 斜面から水がふき出す



がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる自然現象

【前兆現象】

- ・ がけに割れ目が見える
- ・ がけから水がわき出ている
- ・ がけから小石がバラバラと落ちてくる



資料：瑞浪市土砂災害・洪水ハザードマップの手引き

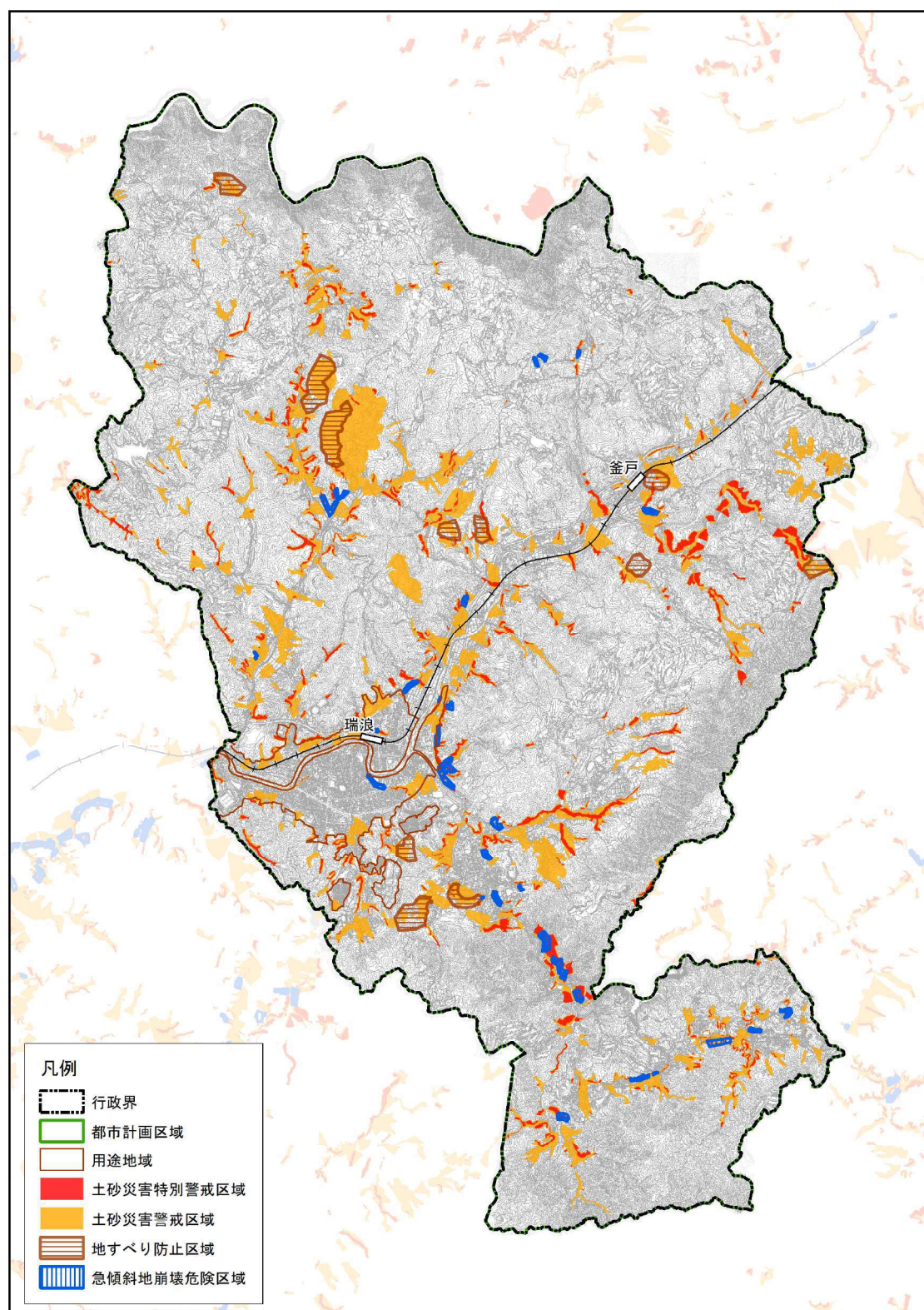


図 6-14 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域の状況

第1章
立地適正化計画
について

第2章
都市が抱える課題の分析
及び解決すべき課題の抽出

第3章
まちづくりの方針

第4章
居住誘導区域・都市機能
誘導区域及び誘導施設

第5章
誘導施策・届出制度

第6章
防災指針

第7章
目標値

第8章
施策の達成状況に
関する評価方法

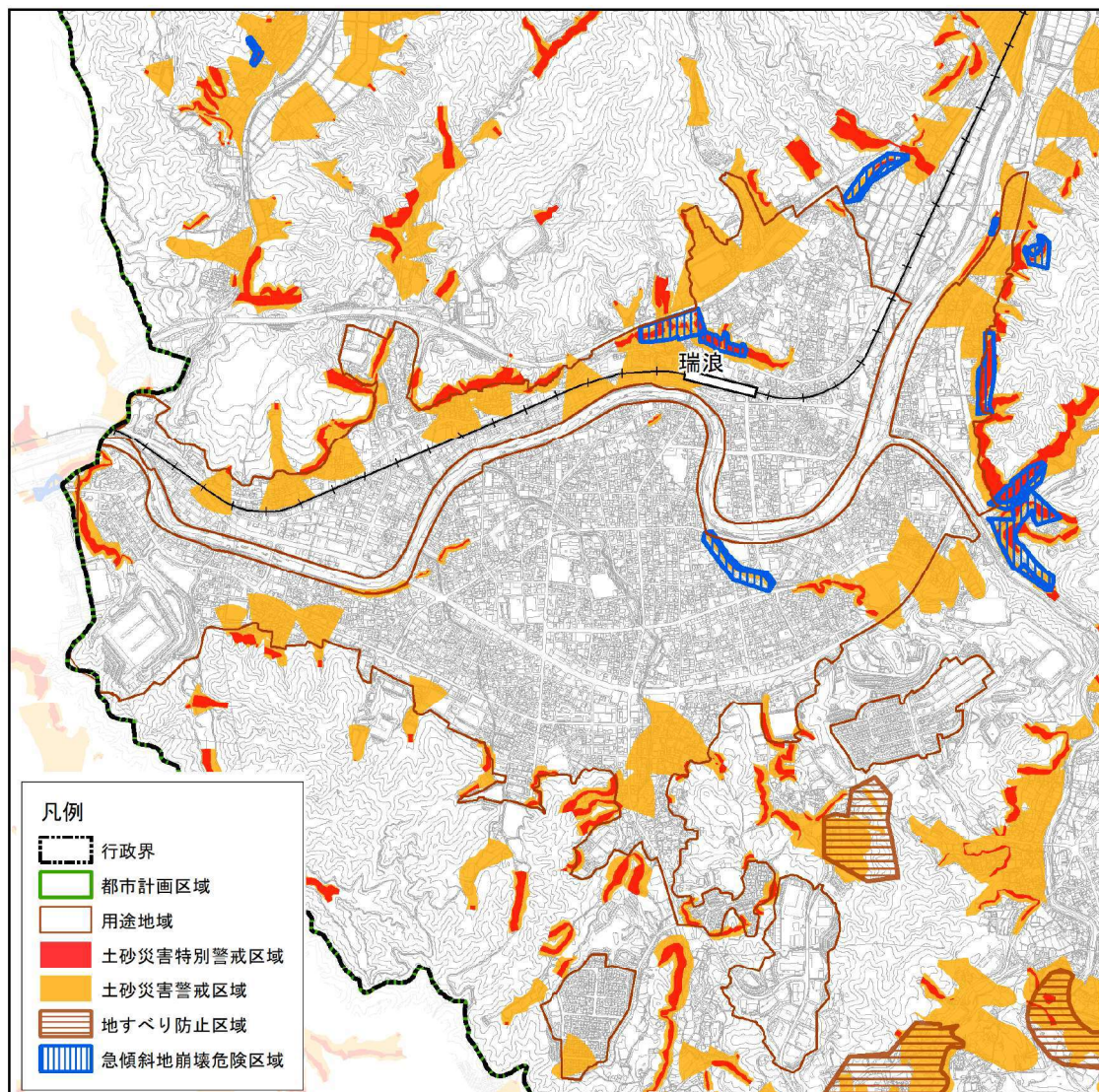


図 6-15 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域の状況 用途地域拡大

地震による家屋沈下・傾斜の恐れ

瑞浪市への影響が大きいとされる「南海トラフ地震」、「屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震」、「阿寺断層系地震」、「揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震」、「長良川上流断層帯地震」の地震発生時には、揺れとともに液状化の恐れがある。市内の液状化危険度について見ると、土岐川沿いや山間部において、液状化の危険性が高くなっています。

用途地域内においても液状化の可能性がある・やや高い・きわめて高い地域となっています。

また、建物について見ると、液状化の可能性がある～きわめて高いエリアには、市全体の住宅等のうち木造が 64.3%にあたる 9,640 棟、用途地域内においては 84.1%にあたる 4,746 棟が分布しています。木造住宅などの建築物は、鉄筋コンクリート造の建築物と比較すると建物重量が軽く、基礎が地表面に近い位置にあるため、地震により地盤が液状化すると傾斜や沈下などの被害を受ける可能性があり、倒壊等による物的・人的被害の発生が懸念されます。

表 6-11 液状化危険度と建物の状況

液状化危険度	瑞浪市全体				用途地域内			
	総棟数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)	総棟数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)
可能性がきわめて高い	10,676 38.4%	8,682 40.8%	6,765 40.0%	6,213 41.4%	6,785 72.7%	5,626 72.4%	4,315 71.5%	3,995 70.8%
可能性が高い	4,061 14.6%	3,201 15.1%	2,458 14.5%	2,184 14.6%	154 1.7%	110 1.4%	87 1.4%	81 1.4%
可能性がある	2,156 7.8%	1,734 8.2%	1,385 8.2%	1,243 8.3%	1,071 11.5%	919 11.8%	712 11.8%	670 11.9%
可能性が低い	102 0.4%	86 0.4%	70 0.4%	62 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
可能性がきわめて低い	10,804 38.9%	7,559 35.6%	6,237 36.9%	5,304 35.3%	1,318 14.1%	1,118 14.4%	920 15.2%	893 15.8%
瑞浪市全体	27,799 100.0%	21,262 100.0%	16,915 100.0%	15,006 100.0%	9,328 100.0%	7,773 100.0%	6,034 100.0%	5,639 100.0%

第1章
立地適正化計画
について

第2章
都市が抱える課題の分析
及び解決すべき課題の抽出

第3章
まちづくりの方針

第4章
居住誘導区域、都市機能
誘導区域及び誘導施設

第5章
誘導施策・届出制度

第6章
防災指針

第7章
目標値

第8章
施策の達成状況に
関する評価方法

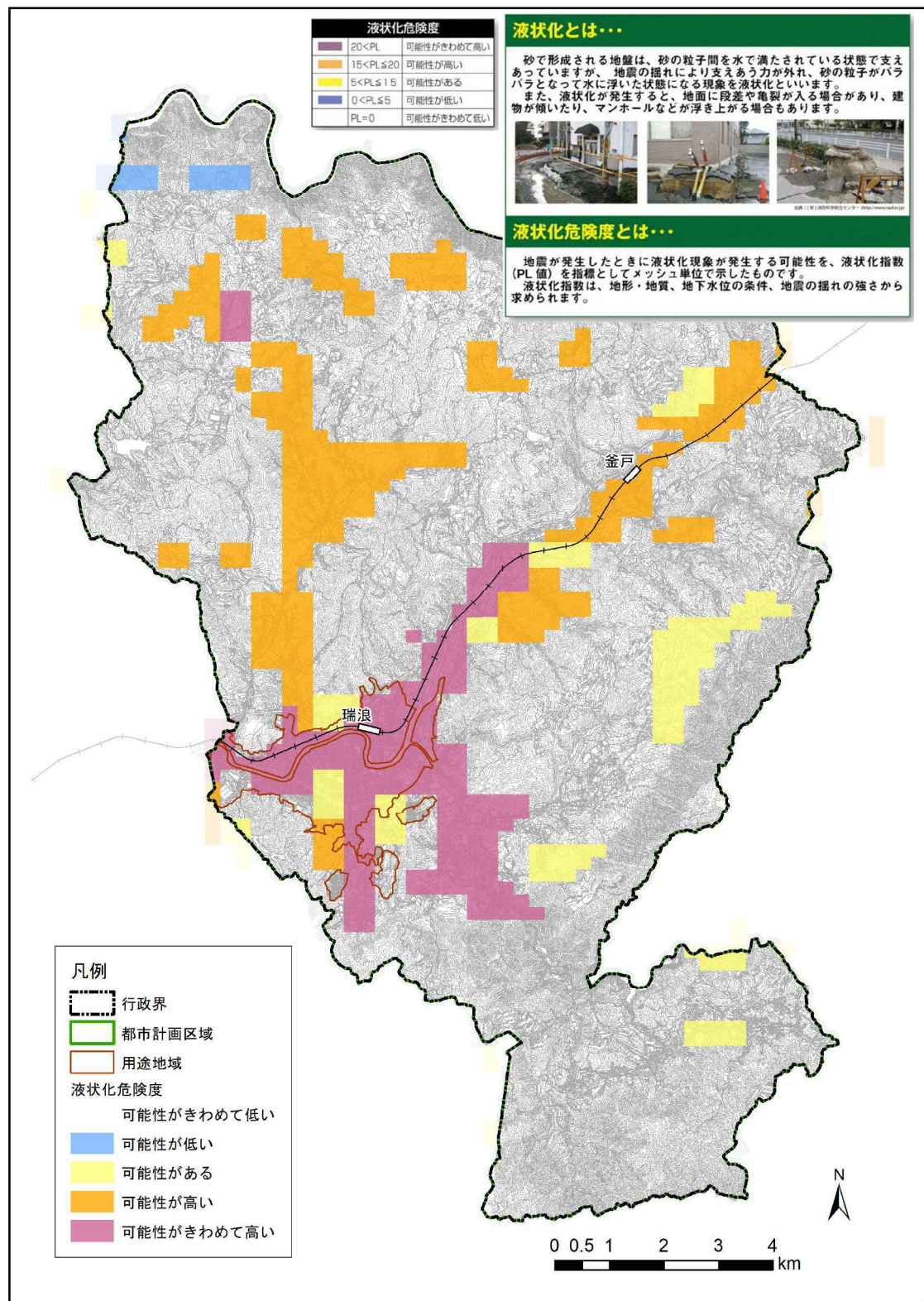


図 6-16 液状化危険度の状況

洪水災害による緊急輸送道路の寸断の恐れ

緊急輸送を確保するために必要な道路（緊急輸送道路）として、瑞浪市では、中央自動車道や国道 19 号が第一次緊急輸送道路、県道大西瑞浪線などが第二次緊急輸送道路に指定されています。

各緊急輸送道路と河川による浸水想定区域との関係について見ると、第一次緊急輸送道路のうち国道 19 号は土岐川を横断する際に 12 時間以上浸水する見込みのある地域を通過しています。また、第二次緊急輸送道路の一部区間では浸水深 3 m 以上の浸水が想定されている地域を通過しています。

※「緊急輸送を確保するために必要な道路」（緊急輸送道路）とは

地震直後から発生する救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路。

「岐阜県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」において、県内の道路を役割から第1次、第2次、第3次に区分して指定。

◆第一次緊急輸送道路

・県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

◆第二次緊急輸送道路

・第一次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

◆第三次緊急輸送道路

・第一次・第二次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

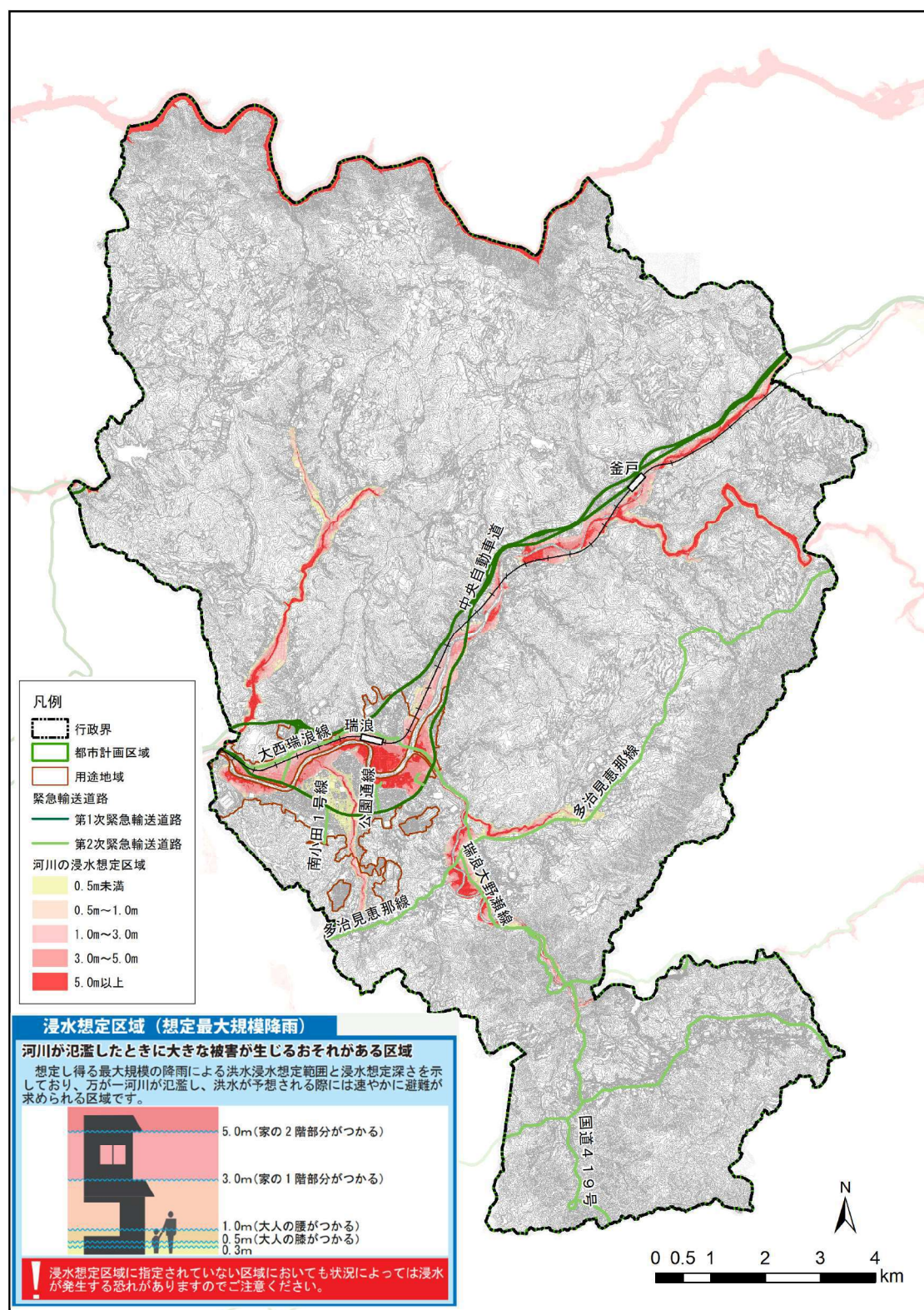


図 6-17 浸水洪水想定区域と緊急輸送道路の状況

土砂災害による緊急輸送道路の寸断の恐れ

各緊急輸送道路と災害の恐れのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域との関係について見ると、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路の一部区間が、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域と重複しており、災害時に道路が通行不能になる恐れがあります。

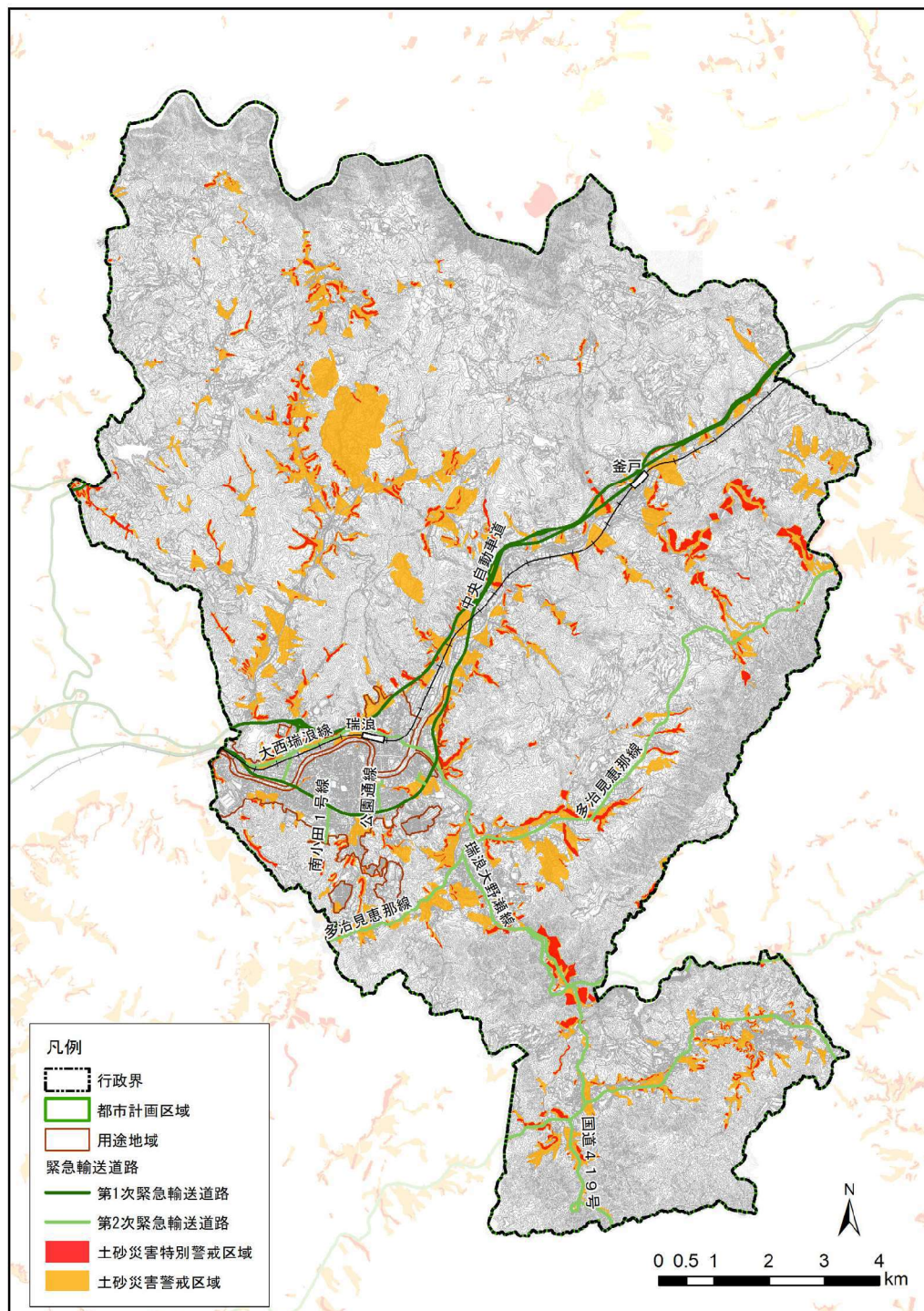


図 6-19 土砂災害特別警戒区域等と緊急輸送道路域の状況

④ 防災上の課題整理

■ 瑞浪市全域における災害リスク

市全域における災害リスクとしては、土岐川や小里川等の河川沿いを中心に洪水等による浸水や、家屋倒壊等のリスクの高いエリアが分布しており、また、山間部では土砂災害の危険性の高いエリアが広く分布しています。

これらの災害リスクに対して市民の安全を確保する観点から、リスクごとに防災上の課題を整理しています。

表 6-12 瑞浪市全域における災害リスク

災害リスク	
河川による洪水のリスク	- 河川による浸水想定区域に全人口の 48.7% が含まれ、特に垂直避難が困難なエリア（浸水深 3 m 以上）には 34.3% が含まれていることから、災害発生時の避難における安全確保や、被害を事前に回避するための対策が求められる。 - 河川による浸水想定区域に要配慮者利用施設（医療機関や高齢者施設等）が含まれており、さらに、垂直避難が困難なエリア（浸水深 3 m 以上）にも 59 施設含まれていることから、災害発生時の避難における安全確保が求められる。
農業用ため池による洪水のリスク	ため池決壊時に浸水する恐れのあるエリアに全人口の 32.2%、全建物の 10.1% が存在しており、浸水や家屋倒壊等が懸念されるため、災害発生時の避難における安全確保や、被害を事前に回避するための対策が求められる。
土砂災害のリスク	土砂災害の恐れのある区域（土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）内に住宅等の立地も見られるため、被害を事前に回避するための対策が求められる。
家屋被害のリスク	- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれる木造の住宅等が 6.3%（943 棟）、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）には 7.3%（1,099 棟）存在しており、災害発生時の避難における安全確保や、被害を事前に回避するための対策が求められる。 - 地震発生時の液状化に伴い、倒壊が懸念される木造の住宅等が 64.3% を占めており、また、電柱の倒壊による避難経路や緊急車両通行路の遮断等も懸念されるため、建物の耐震化や無電柱化、避難経路の確保などが求められる。

■ 居住誘導区域における災害リスク

居住誘導区域の設定においては、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は除外していますが、区域内の広範囲にわたり 3m 以上の浸水が見込まれるほか、洪水に伴う家屋倒壊が危険なエリアが分布していることから、これらの災害リスクに対して市民の安全を確保する観点から、リスクごとに防災上の課題を整理しています。

表 6-13 居住誘導区域における災害リスク

災害リスク	
河川による 洪水のリスク	・土岐川及び小里川の川沿いにおいて、3 m 以上の浸水想定区域が指定されており、避難時の安全確保や、被害を事前に回避するための対策が求められる。 ・また、浸水想定区域には要配慮者利用施設（医療機関や高齢者施設等）や避難施設も含まれるため、避難時の安全確保が求められる。
農業用ため池による 洪水のリスク	・ため池決壊時に浸水する恐れのある建物が存在しており、浸水や家屋倒壊等が懸念されるため、災害発生時の避難における安全確保や、被害を事前に回避するための対策が求められる。
土砂災害の リスク	・危険性のある区域を居住誘導区域から除外して設定しているが、瑞浪駅周辺再開発事業を進める区域はまちづくりにとって欠かせない区域であるため、土砂災害警戒区域であっても、災害リスクへの対策を行うことを前提に、居住誘導区域に設定している。このため、当該区域においては、利用者の安全性の確保や避難方法の周知等の対策が求められる。
家屋被害の リスク	・地震発生時の液状化に伴い、倒壊が懸念される木造の住宅等が多数を占めることから、耐震改修等の促進が求められる。

(2) 防災まちづくりの取組方針

① 防災まちづくりの将来像

瑞浪市は地形の特性上、土砂災害や浸水被害の危険性が高く、人口が集中している用途地域内にその区域が含まれています。また、近年の農地や山林の開発、都市化の進展、地球規模の気候変動により、災害の様相は多様化し、その被害も深刻化しています。

そういった災害に対応できるようインフラを適切に維持・管理し、災害に強い都市基盤を整備するとともに、市民主体で災害対応ができる強いまちづくりを推進することが必要となっています。

本計画では、「第4章 まちづくりの方針」において定めた「コンパクトで安全なまちづくりの方針」を防災指針における防災まちづくりの方針（ターゲット）とし、規制・移転や居住誘導区域からの除外等による「災害リスクの回避」、「災害リスクの低減（ハード対策とソフト対策）」の視点から、具体的な取組や対策を定めます。

防災まちづくりの方針 (ターゲット)	コンパクトで安全なまちづくり
防災まちづくりの視点	① 災害リスクの低減（ハード対策） ② 災害リスクの低減（ソフト対策） ③ 災害リスクの回避 ④ 国・県と連携した対策の推進 ⑤ 自助・共助・公助の役割分担と連携体制の構築

② 具体的な取組方針とスケジュール

災害リスクと課題に対して、リスクを回避・低減するための対策を組み合わせながら、次のような取組を推進します。

表 6-14 取組方針とスケジュール

災害リスク				分類	具体的な取組方針と それに基づく具体的な取組	スケジュール		
河川	ため池	土砂	倒壊			短期	中期	長期
●	●	●	●	低減 ハード	1. 防災活動拠点の整備 ・防災上重要な公共施設(市役所庁舎、総合消防防災センター、小中学校、公民館、福祉施設等)は、応急対策活動の拠点としての機能だけでなく、避難所等として人命の安全を確保するため、瑞浪市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の整備、管理を実施する。			●
●			●	低減 ハード	2. 「流域治水」の促進 ・気候変動や集中豪雨による洪水・内水に対処するため、河川や排水路の改良・改修・整備、雨水の流出抑制対策を実施する。		●	
●		●	●	低減 ハード	3. 緊急輸送機能の強化 ・大規模災害時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要。 ・緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して、岐阜県と連携して重点的に働きかける。		●	
	●			低減 ハード	4. ため池等補強対策 ・農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設を定期的に点検する。必要に応じ、岐阜県と連携して防災重点農業用ため池等の緊急度の高いものから順次改修等を実施する。		●	
		●		低減 ハード	5. 土砂災害対策事業 ・砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等を設置する土砂災害対策事業について、岐阜県と連携して予防措置を講ずる。			●

災害リスク				分類	具体的な取組方針と それに基づく具体的な取組	スケジュール		
浸水		土砂	倒壊			短期	中期	長期
河川	ため池							
			●	低減 ハード	6. 建築物の防災性の向上 災害の事前防止、避難拠点施設等の防災性の向上のため、建築基準法、消防法、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく規制により、防災能力の高い建築物への誘導を進めるとともに、公共建築物の定期点検、破損箇所の補修、老朽化した設備の改修を実施する。			●
			●	低減 ハード	7. 建築物の耐震性強化 - 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況を確認するとともに、地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、避難の際の通行の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去の働きかけを行う。 - 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。		●	
●	●	●	●	低減 ソフト	8. 危険性の周知と適切な避難や防災活動の支援 - 水害や土砂災害の危険性が高い地区の情報やハザードマップ、防災ガイドブックについて、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知する。 - 危険性が高い地区では、災害リスクや避難方法を周知徹底するため、案内看板等を設置する。 - 適切な避難や防災活動に向けて、ハザードマップを利用した災害図上訓練や、避難訓練などを含めた防災訓練等を実施する。		●	
●	●	●	●	低減 ソフト	9. 防災知識の普及 地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育を実施する。		●	
●	●	●	●	低減 ソフト	10. 防災活動の連携 拠点間を結ぶ通信手段の確保、災害関連情報の共有の体制やしくみの構築等を通じて、拠点同士のネットワーク化を図り、有機的な連携を実現する。	●		

第1章	立地適正化計画について
第2章	都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出
第3章	まちづくりの方針
第4章	居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導施設
第5章	誘導施策・届出制度
第6章	防災指針
第7章	目標値
第8章	施策の達成状況に関する評価方法

災害リスク				分類	具体的な取組方針と それに基づく具体的な取組	スケジュール		
浸水		土砂	倒壊			短期	中期	長期
河川	ため池							
●	●	●	●	低減 ソフト	11. 自主防災組織等の育成と強化 ・「みんなの地域はみんなで守る」(岐阜県の行動計画理念)という考え方にに基づき、関係機関等と連携し、引き続き自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、市民による自主防災組織を強化する。 ・災害対策を地区の特性を踏まえた市民に身近なものとするため、自主防災組織や市民自らによる「地区防災計画」の作成や、地区内の防災リーダーを育成する。			●
●	●	●	●	低減 ソフト	12. 事前復興まちづくり計画の検討・策定 ・事前防災の観点から災害発生時を想定し、平時からの計画的な準備として、復興体制や手順、目標や実施方針についてとりまとめる事前復興まちづくり計画を策定する。			●
●		●		低減 ソフト	13. 要配慮者の安全確保対策 ・関係機関と連携し、要配慮者に関する情報共有、個別避難計画を作成する。 ・要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練を実施する。			●
●	●	●	●	回避	14. 土地利用の誘導・抑制 ・まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転を促進する。 ・土砂災害防止法第 26 条に基づく移転等の勧告により、土砂災害特別警戒区域から居住誘導区域への移転を促進する。			●

第 7 章

目標値

(1) 目標値の設定・評価

①目標値に対する評価

目標値は「居住」「都市機能」「交通」の3つの視点から設定しており、進捗状況は以下のとおりとなっています。「交通」の視点に関する目標を見直すとともに、新たに「防災」「財政」の視点から目標を設定しました。

表 7-1 各指標の進捗状況

	目標	指標の内容	基準値	中間評価値	目標値
居住	居住誘導区域の人口密度の維持	居住誘導区域内の人口密度	2015 (H27) 34 人/ha	2020 (R2) 36 人/ha	2035 (R17) 34 人/ha
都市機能	中心部の商店の活性化	従業員一人あたりの販売効率	2014 (H26) 19 百万円/人	2021 (R3) 23 百万円/人	2035 (R17) 19 百万円/人
交通	公共交通の利用	コミュニティバス、北部デマンド交通の人口千人あたりの年間利用回数		2022 (R4) コミュニティバス 1,743 回/千人 北部デマンド交通 53 回/千人	2035 (R17) コミュニティバス 1,743 回/千人 北部デマンド交通 53 回/千人
		陶デマンド交通の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合		2023 (R5) —	2035 (R17) 30%以上
防災	災害リスクの回避	浸水深 3m 以上の区域に居住する人口の割合		2020 (R2) 34.3%	2035 (R17) 30%以下
		土砂災害ハザード区域内の人口・建物割合		2020 (R2) 46.5%	2035 (R17) 40%以下
				2024 (R6) 33.0%	2035 (R17) 30%以下
財政	持続可能な行財政運営	財政力指数		2024 (R6) 0.59	2035 (R17) 0.59 以上

②【居住】居住誘導区域の人口密度の維持

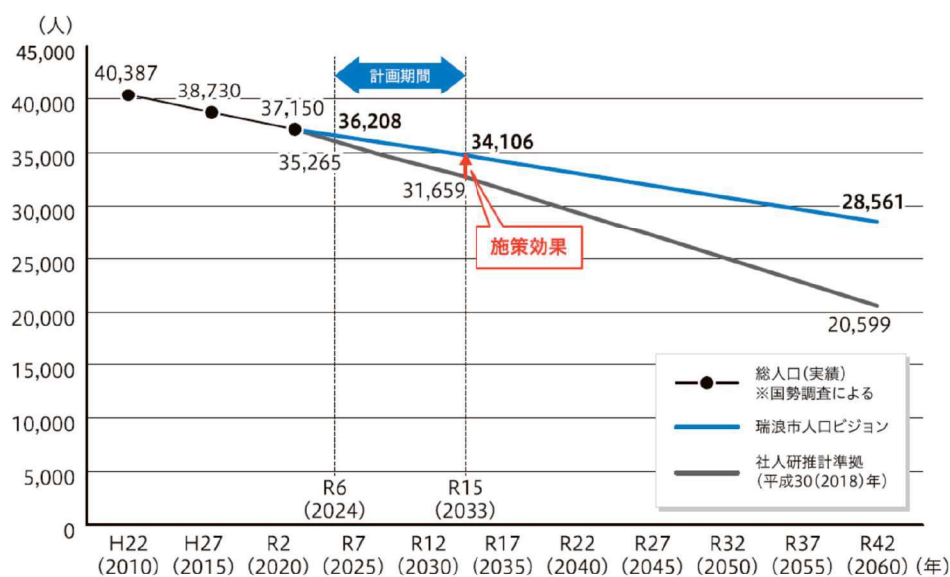
2035 年（令和 17 年）の居住誘導区域の人口密度の目標は「34 人/ha」と設定しています。

令和 2 年国勢調査に基づく居住誘導区域の人口は 16,333 人で、人口密度は 35.9 人/ha となっており、目標値を上回る状況にあります。

今後も都市機能や生活サービスの維持を図るため、本計画のみならず、各種関連施策と連携を図りながら引き続き居住誘導区域の人口密度の維持・向上を目指します。

表 7-2 居住に係る指標の基準値と実績値の比較

	目標	指標の内容	策定時	中間評価値	目標値
居住	居住誘導区域の人口密度の維持	居住誘導区域内の人口密度	2015（H27） 34 人/ha	2020（R2） 36 人/ha	2035（R17） 34 人/ha



コーホート要因法による推計

図 7-1 「第 7 次瑞浪市総合計画」における人口ビジョン

資料：第 7 次瑞浪市総合計画“基本構想”ビジョンブック

③【都市機能】中心部の商店の活性化

2035年（令和17年）の従業員一人あたりの販売効率の目標は「19百万円/人」と設定しています。

2021年（令和3年）の販売効率は23百万円/人となっており、目標値を上回る状況にあります。

今後も都市機能誘導区域において生活に必要な都市機能としての商業の維持を図っていくため、中心市街地への人の誘導や交流人口の増加などに取り組み、引き続き販売効率の維持・向上を目指します。

表 7-3 都市機能に係る指標の基準値と実績値の比較

	目標	指標の内容	策定時	中間評価値	目標値
都市機能	中心部の商店の活性化	従業員一人あたりの販売効率	2014（H26） 19百万円/人	2021（R3） 23百万円/人	2035（R17） 19百万円/人

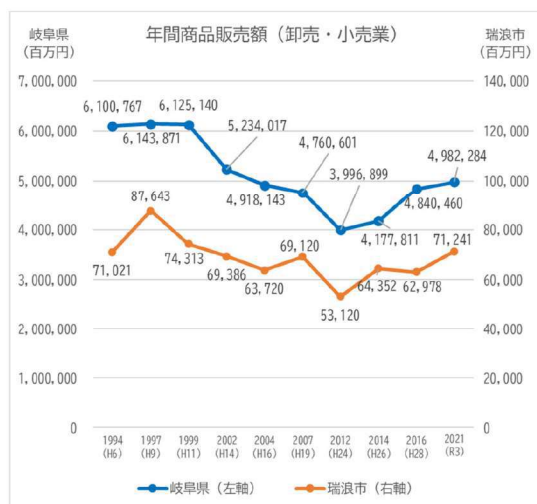


図 7-2 年間商品販売額の推移

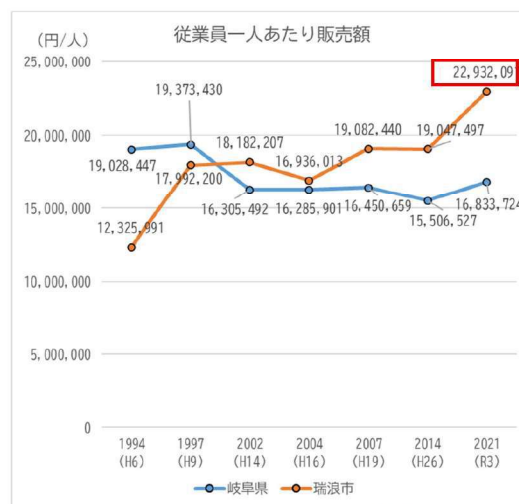


図 7-3 従業員一人あたりの販売効率の推移
※「瑞浪市」は駅周辺商店街の値

【分析方法】

「経済センサス・活動調査 立地環境特性編」における瑞浪駅周辺の商業集積地区（商店街）の「年間商品販売額」と「従業者数」から算出

※策定時は商業統計調査より算出することとしていたが、商業統計調査は廃止され、新たに創設された「経済構造実態調査」に統合・再編されたため、変更となった。

④【交通】公共交通の利用

地域の特性や住民ニーズにあった交通手段の確保に向けて、特にコミュニティバス、デマンド交通の活性化を目指し、「コミュニティバス、北部デマンド交通の人口千人あたりの年間利用回数」ならびに「陶デマンド交通の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合」を指標とします。

コミュニティバス、北部デマンド交通の人口千人あたりの年間利用回数は、瑞浪市地域公共交通計画における 2022 年度(令和 4 年度)時点のコミュニティバスが 1,743 回/千人、北部デマンド交通が 53 回/千人を基準とし、2028 年度(令和 10 年度)までその水準を維持することが目標とされています。本計画においてもこの目標値を踏襲し、2035 年度(令和 17 年度)まで維持することを目標として設定します。

また、陶デマンド交通の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合は、瑞浪市地域公共交通総合連携計画における「 $30\% \leq \text{実績運行回数} / (\text{計画運行日数} \times 3 \text{ 回}) \times 100$ 」を基準とし、2028 年度(令和 10 年度)においても 30%以上とすることが目標とされています。本計画においてもこの目標値を踏襲し、2035 年度(令和 17 年度)において運行割合 30%以上を目標として設定します。

公共交通の利用促進と地域特性に応じた利便性を向上させ、公共交通に対する満足度をあげていくために、市民・利用者等の多様な移動ニーズや利用実態を把握・評価しながら、瑞浪市地域公共交通計画に基づいたコミュニティバス・デマンド交通の再編、交通 DX などの取組を進め、これらの目標の達成を目指します。

表 7-4 交通に係る指標の基準値と目標値

	目標	指標の内容	基準値	目標値
交通	公共交通の利用	コミュニティバス、北部デマンド交通の人口千人あたりの年間利用回数	2022 (R4) コミュニティバス 1,743 回/千人 北部デマンド交通 53 回/千人	2035 (R17) コミュニティバス 1,743 回/千人 北部デマンド交通 53 回/千人
		陶デマンド交通の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合	2023 (R5) —	2035 (R17) 30%以上

参考 交通に関する指標の見直しについて

これまでの計画では、以下のとおり「利用し易い公共交通の満足度」を指標としておりましたが、公共交通の満足度に関するアンケート結果は、市民の年齢構成の変化、新たな技術の導入などの社会情勢に大きく左右される側面があります。そのため、交通ネットワークの維持・強化を定量的に測るために、指標の見直しを行いました。

表 7-5 改定前の計画における交通に係る指標の基準値と実績値の比較

	目標	指標の内容	策定時	中間評価値	目標値
公共交通	公共交通の利活用	利用し易い公共交通の満足度	2013 (H25)	2023 (R5)	2035 (R17)
			41.4%	24.2%	54.3%

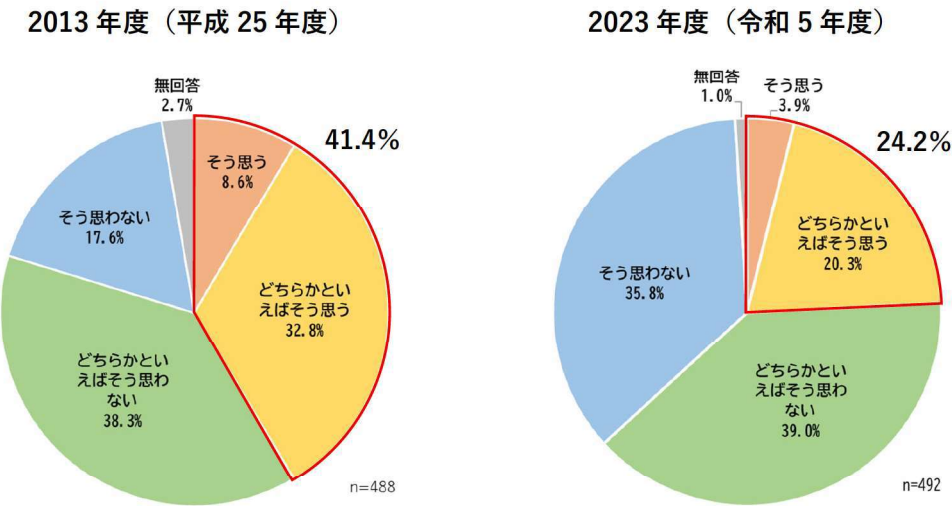


図 7-4 市民アンケート結果

【分析方法】

市民アンケート調査「瑞浪市は利用しやすい公共交通が整っているまちだと思いますか」における「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合

⑤【防災】災害ハザードエリア内の人口・建物割合

災害リスクの回避により住宅や建築物の被害を軽減するとともに市民の安全確保を目指して、「災害ハザードエリア内の人口・建物割合」を指標とします。

河川による洪水については、浸水深 3m 以上の区域に居住する人口の総人口に対する割合を指標として、2020 年（令和 2 年）の 34.3%を基準に、2035 年（令和 17 年）には 30%以下とすることを目標値として設定します。

土砂災害については、土砂災害ハザード（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）の区域に居住する人口の総人口に対する割合を指標として、2020 年（令和 2 年）の 46.5%を基準に、2035 年（令和 17 年）には 40%以下とすることを目標値として設定します。また、同区域内に立地する建物の割合についても、2020 年（令和 2 年）の 33.0%を基準に、2035 年（令和 17 年）には 30%以下とすることを目標値として設定します。

目標達成に向けた施策として、公開型 GIS やハザードマップの配布によって浸水深や災害ハザード情報を広く周知し、水害や土砂災害の危険性が高い地区における災害リスクの見える化による緩やかな誘導を図ります。また、防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業の活用による支援も検討していきます。

表 7-6 防災に係る指標の基準値と目標値

	目標	指標の内容		基準値	目標値
防災	災害リスクの回避	浸水深 3m 以上の区域に居住する人口の割合	人口	2020 (R2) 34.3%	2035 (R17) 30%以下
		土砂災害ハザード区域内の人口・建物割合	人口	2020 (R2) 46.5%	2035 (R17) 40%以下
			建物	2024 (R6) 33.0%	2035 (R17) 30%以下

※土砂災害ハザードは、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を対象とする。

表 7-7 基準値の詳細

	浸水深 3m 以上	土砂災害ハザード	
	人口	人口	建物棟数
災害ハザードエリア内	12,729	17,280	9,177
	34.3%	46.5%	33.0%
瑞浪市全体	37,150		27,799

⑥【財政】財政力指数

持続可能な行財政運営を目指して、地方公共団体の財政力を示す指数である「財政力指数」を指標とします。

2024 年（令和 6 年）の財政力指数 0.59 を基準に、2035 年（令和 17 年）には 2024 年（令和 6 年）の財政力指数を上回ることを目標として設定します。

目標達成に向けて、居住誘導による居住誘導区域内の人口増加に伴う税収の増加、都市機能の集積による賑わいの創出や都市インフラ整備の効率化などを図り、より効率的かつ効果的な行財政運営を推進します。

表 7-4 財政に係る指標の基準値と目標値

	目標	指標の内容	基準値	目標値
財政	持続可能な行財政運営	財政力指数	2024 (R6) 0.59	2035 (R17) 0.59 以上

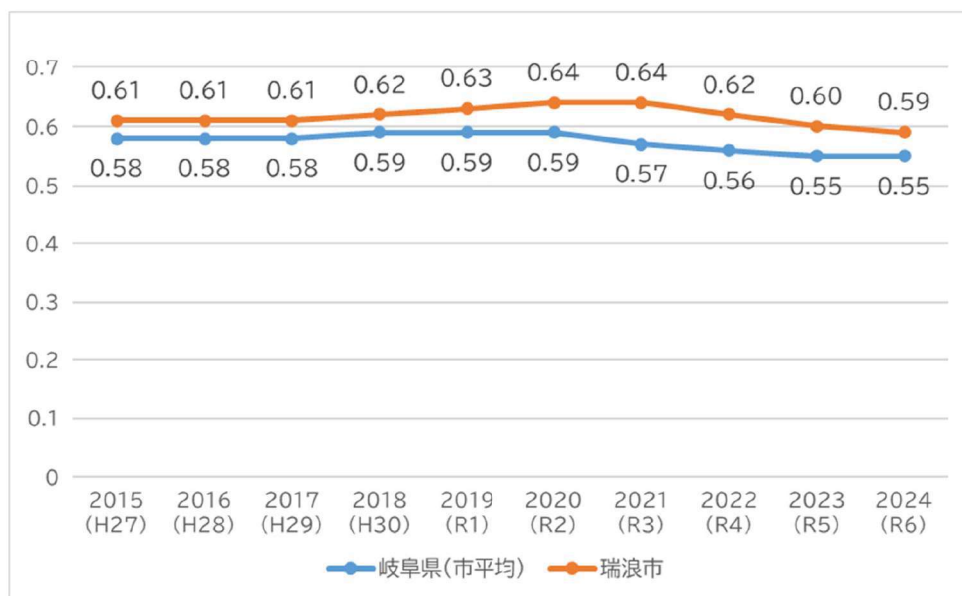


図 7-4 財政力指数の推移

【財政力指数とは】

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 か年の平均値

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕があるといえる

第 8 章

施策の達成状況に関する評価方法

本計画における施策は、瑞浪市の「総合計画」や「都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画と連携し、都市をマネジメントしていくことを新たな視点として、目標達成に向けて取り組んでいく必要があります。今回、策定から概ね5年が経過したことから、進捗状況に関する中間評価を実施し、居住に関する目標と都市機能に関する目標では、目標値を上回る状況にありました。今後も、各分野との綿密な連携を図りつつ、さらには、市民や民間事業者の主体的な参画のもと、取組の推進を図っていきます。

本計画は、2035年（令和17年）を目標年次としていますが、PDCAサイクルによる計画の進捗評価や、社会情勢や上位関連計画の見直し等を踏まえ、適宜見直していきます。進捗評価においては、国勢調査や都市計画基礎調査等の統計データ、市民アンケートの結果等を用いながら、まちづくりの方針に即した居住や都市機能の立地動向となっているか評価を行います。



図 8-1 PDCA サイクルのイメージ